

平成 2 5 年 6 月 1 0 日

第 3 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第3回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年6月10日（月曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（1名）

鈴木昭一君

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進室長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

産業環境部 環境課長	菊池有司君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君
建設部 土木課長	川名信昭君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	水道部長	福田文弘君
教育委員会 教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、暑いので上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、鈴木昭一委員の1名であります。

当局より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 5月27日開催の、第2回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料につきましては、6月5日にご配付させていただいておりますので、ご審査にご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご要求以外の部分ではありますが、塩竈市災害復旧連絡協議会に対する支出状況のうち、災害廃棄物処理業務以外の応急復旧工事及び委託の資料を後ほどご配付させていただきたいと存じますので、ぜひお取り計らいくださいますようお願いをいたします。私からは以上でございます。

○志賀委員長 お諮りいたします。

ただいま、市当局から説明のありました資料については説明のありました内容で提出いただくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り計らうことに決定しました。

これより議事に入ります。

付議事件に東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。ご発言のお1人の持ち時間は答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。佐藤英治委員。

○佐藤委員 今、委員長から調査の内容についてお話がありました。

それで、私は非常に範囲が広い問題なので、まず簡潔に質問していきたいと思っております。資料については後ほど資料についての内容について質問するときにお聞きいたします。まず、委

託者と受託者とは誰と誰のことなのか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

協定書に基づく資料の中で示されておりますものということでご説明させていただきます。契約の相手方は塩竈市災害復旧連絡協議会であります。発注者は塩竈市長でございます。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この委託は、委託というか、いわゆる、これは一般競争入札なのか、どういう契約なのか。お聞きします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 業務の種類によって違いますけれども、この協定書に基づくものに関しましては協定書に基づく随意契約と言っていいか、あれですけれども、それになっております。そのほかの災害復旧連絡協議会と結んでいるものにつきましては、随意契約で各担当課がそれぞれ契約をしているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 随意契約というのは一定の基準というものがあるんですけれども、随契の契約にしたという市の根拠というものについて簡単をお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 まず、3月11日の東日本大震災を踏まえまして、早急な災害の復旧をしなければならないということと、塩竈市建設協議会と災害防止連絡会が大規模災害時における協定書を市に事前に結んでいたということの経緯を踏まえて、今回その2つの会が災害復旧連絡協議会というのを設置して一本化して市の窓口も一本化して災害の復旧にいち早く当たっていかうという趣旨を踏まえまして、市でもそれに基づいて協定書を結んで災害復旧連絡協議会に仕事をお願いしたという経過がございます。以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、随契、そして協議会の設立についてお話いただきました。随契の場合は一定の実績というものが必要になってくると思うんですけれども、そういう意味ではこれまでこういう団体、いわゆる2つの団体が災害があったときのための関係であるし、ボランティアをやってきたということであると思うんですけれども、そういう意味では随契と今までの実

績との関係はどう考えられますかね。お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 災害復旧連絡協議会としては、確かにこのときが設置されて、それですぐ協定書を結んで契約して業務を当たっているということで、実績という点からすれば、協議会自体はございませんけれども、それぞれこれまでの災害時の応援とか支援ということで塩竈建設協議会にあるいは災害防止協力会に、それぞれさまざまな業務を発注しております。その2つの団体が統合というか一緒になった形でやっておりますので、その辺は問題ないものということで契約させていただいております。以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今までの流れと、そしてまた緊急という本当にどの業者といってもなかなか難しい段階だったのかなと、その点についてはひとつ理解しています。

まず、塩竈市災害復旧連絡協議会、以降協議会と呼んでいきたいと思いますが、これは法人格を有しているんですか。そこのところについてお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 法人格は有しておりません。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私も学校が法律専門でもないし、会計でもないし、もちろん弁護士でもないんですけれども、法人格という団体あるいはそういう会社というのは、この間ある団体の中に私一会員となって勉強会に参加しておりますけれども、その中に非常に法人格って厳格なものだと私は初めて知りました。法人格の要件というものは簡単ですけれども、契約担当とかどういうふうにその辺認識しておりますか。お答えをお願いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 通常、法人格を持つということになりますと、企業、会社法に基づく会社でありますとかあるいは公益社団法人等のことを申し上げるかと思えます。今回の場合は法人格がないということではございますけれども、社団であるためいわゆる権利能力なき社団という形で通常みなし法人なんて言うておりますけれども、そういったものであると、我々では認識というか法的整理をして契約をさせていただいているところでございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 法人格というのは非常に、一朝一夕にできるものではないしさまざまな実績あるい

は財務というか基盤、会計基盤、きっちりされているし、目的も明確にされて責任者を含め、資本金はどのくらいというのが私は目にした点なので、今権利なき社団あるいはまた権利なき団体というか、ボランティア団体、いわゆる任意団体、町内会と同じように法人格を持っていないというのがこの連絡協議会の立場だということをまず私らはきっちり頭に入れながらしていかなきゃいけないと思っています。

次に、協定した日が平成23年5月20日、仮置き場の協定を結んだとなっておりますけれども、どの場所で誰と誰が協定を結んだんですか。お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お尋ねの件は別冊1のページを開いていただきまして協定書一覧、管理基本協定の1番ということで、東日本大震災に係る災害廃棄物等に関する協定書のことだと思われ
ます。

これにつきましては、まず先ほども申し上げましたように大震災が起きてそれぞれ瓦れきが市内に散乱してそれをどこかに集約しなければならないということで、まず仮置き場を決める前にここで仮置き場でこういった仕事をぜひ災害復旧連絡協議会にお願いしたいということで、基本協定という形で5月20日に結ばせていただきました。その間にいろいろ協議を重ねて仮置き場も決まってきた段階で新浜でありますとか越の浦でありますとか中倉に関して、それぞれ個別にまた協定書を結んだという経過でございます。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 質問の答えになっていないのは、5月20日、別冊1の3ページに平成23年5月20日、手書きで5月20日と書いているんですけども、甲と乙、甲が佐藤市長、そして乙が協議会の会長である和田 忠さんとされたんですということについては質問なんですけれども、この2人、市長と和田さんがどこの場所でこの協定に判こを押したんですか。それについて確認してきたいんです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 協定につきましては担当部担当課で結ばせていただきました。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 担当課がされた。当時、市長も忙しかったんだと思いますけれども、この協定の巨額な額であるということからして、私は担当課、担当課というのは環境課なんです。環境課長が、では誰としたんですか。そこのところ、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 災害復旧連絡協議会の会長ということではなくて、事務局、資料にもごさいますけれども、役員ということではありますが、そちらの事務局と結ばせていただきました。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今度の、私はこんなに、このさっきも言った任意団体ですね、法人格を持たない団体と契約する、しかも巨額だと、そういう中で一担当課長が何十億円という、50億円なのか100億円になるのかまだわからない段階で、課長の範疇なのかどうか、非常に私は疑問があります。

次に、この法人格、いわゆる実績もない、ある意味で。また、任意団体でもある団体に対する契約したもののチェックというのは庁内あるいは庁外として、そういうチェック機関、監視機関みたいなものはつくってあるんですか。つくらなかったんですか。お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 協定書に基づくそれぞれの業務におきまして、業務報告が上がったその業務の内容につきましてはチェックというか当然履行の確認をさせていただいておりますけれども、協議会そのものの会計といたしますか、運営そのものに関しては環境課としてはチェックというか、そういったことはしておりません。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 チェック問題あるいはまた指導管理問題、これから非常に大事な点だと思って、私はまず全体の流れをお聞きして、これからいろんな議員の方がお話しするときに前段の部分がはっきりしていかないと市民もわかりづらいんじゃないかということでお聞きしました。

では、きょう私がお聞きしたい第2弾についてまず市長を中心にお聞きしたいなと思っています。これは市民が最も聞きたいことだなと思って質問させていただきます。まず、ことし3月27日から6回にわたる新聞報道あるいはテレビ報道がされて、市民にとっても一体何があったのか、そしてどういう問題なのか、非常に心配、また困惑していると思います。そして、同時に行政あるいはまた議会に対しても何か不信感が当然生まれて増大してきております。

5月12日に議会報告会したときに、半分以上はこの瓦れき処理の委託問題でありました。ただ、議会として特別臨時議会をやるということで市民もその推移を見るという形に今動いて

おります。きょうもこういう調査特別委員会、ある意味では初めて、初日と私思っていますけれども、議論を始めるのを私は非常に市民も注目していると思っております。そこで、市長としてあるいは行政のトップであり、政治家である市長が今回の事案について市民にどのようにこの問題を説明するのか。概略で結構です。よろしくお願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、佐藤委員から瓦れき処理についての一連の報道について市長としてどう考えるかというご質問でありました。

初めに、協定等について今ご質問いただきました。確かに、協定の場ということでは私と会長が同席という形にならなかったということは今担当からご報告させていただいたとおりでありますが、協定を結ぶことについての稟議書については内部で十分決裁をとりまして、ご理解をいただきたいんですが、3月11日の大震災以降本当に混乱のきわみでありました。そういった中で我々がといますか、今私に対するご質問でありますので、私が真っ先に考えましたのは被災に遭われまして大変な状況の市民の方々にいかに一時も早く支援の手を差し伸べられるかという1点であります。それは議員の皆様方もご理解いただいているかと思いますが、日々さまざまな問題、課題が出てまいりました。本当に一つ一つ丁寧に対応しようという努力はさせていただいたつもりであります。本当に膨大な事務量でありました。

そういった中で、かねてより協定書を締結をさせていただいておりました2つの災害防止協力会様と、それから塩竈建設協議会から12日午後、たしか口頭であったかと思えます。こういった形で今までも大雨、大水あるいは高潮のときに支援をさせていただいてまいりました。今回のような未曾有の大災害、大変な状況でありますので、我々2つの団体が1つになってできるだけ可及的速やかに被災を受けられました市民の方々の支援活動に入りたいというお話でありました。そのとき、私も実際かかった経費がどういう形でお払いただけるかも今の段階では明確に申し上げられませんよということも、大変恐縮なお話もさせていただいたかと思えます。しかしながら、それらの方々については、我々はまず塩竈市民の立場で支援をしたいという大変ありがたいお話でありました。自来、今日まで災害復旧連絡協議会の皆様方が本当に市民の被災に対してさまざまなご支援をいただきましたことには、本当に心から感謝を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、災害復旧連絡協議会という組織を立ち上げていただきましてさまざまな協議を重ねてまいりました。当然のことではありますが、メモとかあるいは電話で

というものもあったかと思えます。でもそれは、できる限り市民の方々に一時も早くという思いだけでありました。協議会の方々も戸惑われましたことは数多くあったかと思えます。しかしながら、我々は究極の目的は市民の方々の被害を少しでも早くという思いでありました。この思いは今でも変わっておりません。この間、さまざまなことがあったことも事実であります。我々行政としても、できる限り市民の方々がまずは元気を持ってということを一に対応させていただきましたので、不行き届きの点もあったかもしれません。しかしながら、目的はあくまでもそこであるという点をご理解いただければと思えます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、市長からこの建設協議会に本当に頼らざるを得ない、我々議会としても市から説明を受けたときにそれしかないなど、私自身も思ったし、そういう意味ではこの協議会の果たした役割というのは私は相当あると見ております。

ただ、問題はその後の、やはり問題が出てきました。そこで市民はこれを一日も早く解明してほしい。議会としても全員集まって調査特別委員会をしております。幾ら議員が調査したとしても、何といても情報あるいはまた権限を持っている行政のトップである市長のその協力、解明への姿勢、これがなければ解明できないと私は思うんですけれども、市長の解明に対する姿勢について市民に明らかにしていただきたい。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来申し上げておりますような形で、塩竈市と復旧連絡協議会という両者の間でさまざまな協定を結ばさせていただきました。我々の責任は、協議会がやった事務内容について先ほど担当課長からのご報告申し上げましたが、趣旨目的がしっかりと果たされているかどうかということでもあります。具体的に申し上げれば、我々が発注した瓦れき類、あるいは危険家屋の解体、そういったものの運搬業務が適切に必要な数量が行われたかということについては、これは当然のことではありますが公費を支出するという立場でありますので、目的外に使われなかったかどうかということについては先ほど来ご説明させていただいておりますし、本日もこのような形で資料をまとめまして各委員にご提出をさせていただいております。当然のことではありますが、この契約履行確認でありますとか数量でありますとか、そういったものについては全て行政としてチェックをさせていただき、発注目的が達成されたということで支出負担行為を行わせていただいているということでもあります。それは、災害復旧連絡協議会に対してということでございます。よろしくごお願い申し上げます。

す。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これまでいろんな資料、膨大な資料というか、細部にわたって出されました。また、5月1日の全員協議会の資料も出されております。いっぱい資料が出されております。

問題は、資料を出しました、だから、委員さんでどこが悪いかわかるか調べてほしいというようにならないようにひとつ、私はここが市民に一番、行政が何か守りに入っているのか、それとも行政もこの解明と一緒にやるんだという、そのところが私は市民が求めている問題です。この70日間に及ぶ中で行政は市長を中心にあらゆる資料を出されておりますし、その資料をもとに行政として復興という聖域的税金を適正に運営されたのかということをおそらくチェックされていると思うんですけども、もう一つは委託と受託を適正に運営されたのか、このところが結果的にどう確認し、そこら辺を本来は私は資料を提出するとともに全員協議会のときに私たちはこうして調査し、こういうところは何ら問題がありませんけれども、ここはちょっと行政としてまずかったのかなという点の、そういう前向きな私は公表というか議会、市民に出すべきではないかと思うんですけども、ちょっと長くなりましたけれども、そこら辺を聞いていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私も今、前段の説明もそういうことだったかと思いますが、さまざまな資料については問題ありということで出したわけではなくて一つ一つ全部、全て確認をさせていただきます、公費を支出することについての問題がないということを全員協議会なり本日のこの特別委員会でもご説明をさせていただくという覚悟で出させていたいただいているものでありますことをぜひご理解お願い申し上げます。

ただ、もう1点であります、前段で申し上げましたように私どもの契約については基本的には連絡協議会と塩竈市がということであります。したがって、契約の相手先が連絡協議会という名称であります。たしか、全員協議会でも実際やった業者の方というご質問も数多くいただいたかと思っております。しかしながら、我々の契約の相手先が契約書上連絡協議会であるということを再三ご説明させていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 きょう私も契約が本当に適正だったのかということ、時間がなくて申しませんけ

れども、これが大きな税金の適正なのかどうかを、私は分ける大きな点だと思っております。とにかく、私は市民の負託に応えるためにどんどん情報を市長にはお願いしたいのは、情報を出していただきたい。そしてまた、気づいた点は本当に述べていただき、なお真摯にこの調査特別委員会が進んでいくことをご期待し、後ほど新たにまた質問したいと思います。ありがとうございました。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 今回の調査特別委員会で審議される内容については、今佐藤委員からもお話がありました。3月27日付の河北新報での報道、これがきっかけとなって何回もその後新聞テレビ報道などで取り上げられまして、市民の間に大変大きな心配あるいは疑念が湧き起こっていると思います。どこに行ってもあれは何のことなんだ、何なんだという市民からの問い合わせをお受けしております。きょうは、この調査特別委員会での実質的には初審議、そういう日になるかと思っておりますので、5月1日の全員協議会並びにこの調査特別委員会に提出された資料を中心に何とか端的にお尋ねいたします。

まず、一番最初の資料といいますか、目次的な資料ですね。平成25年6月10日開催というこの資料の2ページ。先ほど市長、大変あの激務の中で口頭であるいは電話でもというさまざまな話をご相談もされたということをお伺いしましたが、この2つの塩竈市災害防止協力会と塩竈建設協議会、両者が市長に対して災害復旧連絡協議会を設置するので特別のご高配を賜りますようお願い申し上げます、設置したいんだということをお伺いしたと申したと申したのか、したわけでございます。

この点についてなんです、この上申を受けて市と災害復旧連絡協議会設置を申し出た2者の中で締結書はいつ結ばれたのか、現物はあるのかお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 お答えいたします。

今おっしゃったとおり、3月12日に一元化ということでの申し出がございました。これを踏まえましてその内容を精査し、なお確認したところでございます。この内容につきましては、今委員がおっしゃいましたように大規模災害時における応急対策業務に関する協定書に基づきまして2つの両団体が連絡体系を一元化して迅速に災害復旧に対処していくために設置されたということの内容を確認しまして、なお両会長名でこれが提出されているということを確認したところでございます。前段取り次ぎました協定書に基づく業務を行うための申し入

れということでございまして、受託者の地位がそのまま引き続くものと考えてございまして、改めて協定書の締結は取り結んでいないという状況にございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 この2つの会と平成20年に結んだわけですが、当初、この2つの団体が合同と申しますか、力を合わせてやる、塩竈市災害復旧連絡協議会というのは全く別の組織としては別なんですよね。それを、平成20年に結んだやつを引き続いてこの2つの会と何かそのまま引き続いてやったとなると何かずるずるしていませんか。締結も結んでいない。一体、災害復旧連絡協議会と市との約束というか、取り決めというのは何もないわけですか、そうしますと。その後、一つ一つの作業についてはもちろん全部あるというのは読みましたけれども、それがなくなるとこれは大問題だと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 契約の、例えば具体的な個別の内容につきましては、それぞれ個別の協定書に基づきまして市と連絡協議会が取り結んでいるところでございます。大筋の応急対策に当たるということにつきましては、ただいま申し上げました平成20年度に基づいての内容が引き続き継続されていると考えておりまして、協定書そのものは改めて取り結んでいないという状況にございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 先ほど佐藤委員の質問にもありましたが、法人格も有していない。そういう災害復旧連絡協議会、緊急で力を合わせて本当にご奮闘されたわけですが、今の部長の回答は全く最初の回答と同じ回答なわけですが、もう一度聞きたいんですが、全く私の誤解ですかね。だって、締結、市と協議会が結んでいなければその後の業務が進みようがないじゃないですか。協定もしていないところと。別の団体ですよ、復旧連絡協議会というのは。その辺、市長、どのようにお考えですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど、担当課長からその趣旨内容については継承するという認識で進めさせていただいたという説明であります。

その後、個別の、例えば管理基本協定でありますとか浦戸の問題、建物解体、あるいはその他の業務についてはそれぞれの業務ごとに改めて協定書を締結をさせていただいていることをご説明させていただいているところでございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 ちょっと、私自身は今の回答では、3回目の同じ回答で納得いかないわけですが、別に同意を求めるわけでもありませんけれども、この復旧・復興調査特別委員会のメンバーの皆さんも今の回答では納得できないんじゃないかなと思うんですけれども、別の機会にそれは取り上げていきたいと思います。

次に、全員協議会、5月10日に開かれましたこれの資料の一番最初の2つ折りになっているやつ、5月1日です、失礼しました。

この中で、災害廃棄物運搬業務、番号でいきますと、1、2、3、4、それから11、12、13、14、これは塩竈市災害復旧連絡協議会に委託して請け負ってもらったとなっているわけですが、協議会との締結書があるという私の思い込みで質問しようと思っていたんですけれども、これは何月何日に発注したのかお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 全員協議会の1番目の契約につきましては、平成23年4月7日に契約を結びましております。随意契約でございます。2番目の道路上瓦れき清掃業務委託、こちらも同じ4月7日に結ばせていただいております。これも随意契約でございます。3番目、道路上瓦れき撤去清掃業務委託、これは平成23年6月7日に契約を結ばせていただいております。4番、浦戸諸島の瓦れき処理清掃業務委託は平成23年7月5日に業務を委託しております。次に、11番、東北地方太平洋沖地震に伴う道路上瓦れき処理清掃業務委託その1、これにつきましては平成23年3月12日に契約をしております。これも、全て随意契約でございますので後は省略します。12番、その2の委託ですけれども、これは平成23年3月31日に契約を締結させていただいております。13番、こちらの委託につきましては平成23年4月28日に契約を結んでおります。次の14番は平成23年9月12日でございます。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。

続いて、家屋解体工事について伺いたいと思います。資料でいきますと別冊の一番分厚いやつです。浦戸地区の危険物解体業務委託についてという資料でございます。これは、この浦戸地区の102件の解体業務委託については、今もお示ししました全員協議会の資料の4ページの下段で浦戸地区の解体業務について不明とされていた55件も含めて全て明らかにされたわけでありまして。別冊にも資料の267ページで受理番号000131から000699までが朴島になってお

ります。その後の資料、例えば271ページ、以降この被災危険建物等解体撤去委託の請負額について（通知）というこれが3ページごとに出てくるわけですが、全て塩竈市浦野々島に住所になっているわけですが、267ページでは朴島になっておりまして、こっちは請負額の通知については全て野々島になっている。どちらが正しいのかお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 今の高橋委員の質問に対してお答えします。

ただいまの271ページで個人情報がありましたので、こちらで墨消しをさせていただいたんですけども、消し方が多く消してしましまして、朴島の住所はこちらでいう浦野々島字朴島宅地何番とか、そういった形でございますので、ここにありますのは済みません、野々島以降消してしましましたが、朴島ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 私がよくわからなかったのか、消し過ぎたのか大変申しわけございません。よくわかりました。

次に、その委託先不明分の今申しあげました55件について、市の全員協議会での資料4ページ（2）の市の説明の文章の中で先行して契約していた浦野地区の瓦れき処理清掃業務等により島ごとの担当業者が決まっており、解体工事も同様の区分で行われたと述べ、そしてまたその際に、市長から説明で請負業者もその関係で最初からわかっていたと繰り返し述べられておりました。そこでお伺いしたいのは島ごとの担当業者というのはいつから決まっていたのか。そこをまずお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 それぞれの契約からということになりますけれども、桂島、石浜、野々島につきましては東華建設さん、寒風沢島、朴島につきましては東北重機さんということで担当するといういろいろな業務連絡の中で認識しているところでございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 私が伺ったのは、震災後の契約事についてではなくて、最初から決まっていた、最初からわかっていたというその最初というのが、果たして平成20年のときだったのかあるいはもっとずっと前だったのか、いつから決まっていたのかということをお伺いしたい。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長　今回は平成23年3月11日の発災以降、現地の調査を私どもと災害復旧連絡協議会に後ほどなるメンバーの方々と確認を何回かした上で、4月、早い時期に瓦れき処理をお願いするという話をしていっている中で、受け持ちできる業者さんということで平成23年5月ごろにおおむねそういった業者さんが島ごとに大体決まってきたという状況でございます。

○志賀委員長　高橋委員。

○高橋委員　済みません、そこが食い違うんですけれども、この間の5月1日の全員協議会ではその前から、要するに震災の後は私聞いているんじゃないくて、その前から島ごとに重機が置かれていたり、特定の業者さんの、それだから震災後そういう区分でやったんだというご説明だった。震災前に決まっていたというのはいつから決まっていたのかというのを伺いたかった。

○志賀委員長　佐藤市長。

○佐藤市長　全員協議会でもこのことについては高橋委員からも私もお質問いただきました。その際、繰り返しご説明申し上げましたのが、まずは契約の相手方については復旧連絡協議会でありました。ただし、中心となって仕事を進めていただいた業者の方は作業員の方のヘルメットでありますとか現地に入っています重機資材等から、そこに書いてある会社名等から大体こういった方が中心となって仕事をやっていただいているということについては判断をいたしておりましたというご説明をさせていただいたかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○志賀委員長　高橋委員。

○高橋委員　全員協議会の議事録というのはないんですって。

そういうふうには私は受け取っていませんでした。その前から決まっていたと、重機等が置いてあったのでということだったと思うので、この質問についてはこれでとどめておりますけれども、その点についてその後新聞報道で市の担当者は新聞社の問い合わせ、5月2日の新聞報道なんですけど、当初は契約書類の様式が統一していなかったから明らかにできなかったという回答をしていたわけですが、先ほどの担当課の回答ですと4月の段階でそれは現場でわかって話し合っていたという、そことずれがあるわけですが、この島ごとに決まっている現状というのは例えばどの部署までとか誰までとかわかってたのか。市長しか知らなかったのか、副市長まで知っていたのか、どの部、どの課まで知って

いたのか、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません、先ほど私の説明不足だったかと思えますけれども、震災以降まず島の本当に家屋の瓦れきが大変なおびただし数になっておった状況の中でこういった形で第一線を確保し、こういった形で重機を持って行っていただき、そういった中で当時は自衛隊の方々なんかも作業に入っていただいておりますけれども、そういった中でどちらの業者さんをお願いできるのかということで、まずもって瓦れきを大体島ごとにどちらの業者さんに受け持っていていただくと固まってきたのが5月のことだったというお話でございました。ですから、我々も島に行けばあの島に行くところの重機を持ってどちらの業者さんがやっていたというのは当時からわかっておりました。それが瓦れき処理でございます。

後ほど、102件の問題はそれぞれの家屋の解体でございますけれども、こちらの解体も個別の業者さん、災害復旧連絡協議会さんのほうに発注をしているわけでございますけれども、それぞれの島ごとに先ほど言ったような重機で動いている業者さんがわかっておったので、そういったことで書類のつくり方上である意味余計な付記書きという形でこちらの島だからどここの業者さんという形で書いてしまっていたというのが、102件のうちの一部の書類上そういった形で作成してしまったということで、これは全く事務的なある意味は余計な記載だったということでございますけれども、そういった部分について後ほど情報公開請求があつてお出しした資料の中でどうも書き方がおかしいんじゃないかというので、それが新聞でこのような形で取り上げられてしまったということでございまして、私どもの記載につきましては本当に混乱の中とはいえ必ずしも徹底できなかったということについてはおわび申し上げなければならぬと思っております。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 おおよそ、頭の中で時系列的な順番は整理できました。いま一度詰めて精査していきたいと思えます。

解体業務について最後に1点、解体業務についての最後ですけれども、お伺いしたいのは個人名になってしまいますけれども、災害復旧連絡協議会のある方の名前で4月17日に市長に質問状が出されたわけで、そこで市長は危険建物解体業務について本土は会から指定された構成員、浦戸は会に依頼する、このようになっているんだという回答があつたわけですけれども、指定と依頼の区別をなぜつけたのかということをお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 危険建物解体業務であります、このことにつきましても復旧連絡協議会に事前の調査をお願いいたしております。その成果をもとに、本土でありますと協議会からこういった業者の方がという、たしか推薦をいただきながら取り組んできた経過があるかと思ひます。後ほど担当から詳しく説明いたさせますが、そういった中で浦戸地区については復旧連絡協議会でやりますというお話がありましたので、そのような契約とさせていただいたということをご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 よくわかりましたけれども、幾つか意見はあるわけですが、依頼と指定の内容については別の機会に質問したいと思います。

次に、一次仮置き場管理業務についてお伺ひします。別冊3の4ページと7ページがそれに当たるわけですが、さらに、全員協議会、5月1日の資料ですと3ページになります。この3ページの河北新報の報道が切り抜かれている、添付されているわけですが、その中で市は委託契約の相手方は協議会だ、請負業者はわからない、このようにしていた。ところが5月3日の河北新報によると、市長は5月2日の記者会見で市が協議会の内部情報を出していか迷ったと、報道や開示を求める市議会の声もあり公表に踏み切った、その前々日の5月1日の全員協議会で公表に踏み切って、私たちは最初からわかってたんだというのでびっくりしたわけなんですけれども。

3月27日付報道のように、全員協議会資料3ページにある、請負業者は協議会で任せていたのでわからなかったのか、5月2日の市長の記者会見で言っているように内部情報を出していいのか迷ったけれども、皆に責められて出したと、どっちが正しいのかお伺ひしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 浦戸の危険建物解体業務についてのご質問かと思ひます。先ほど来、ご説明をさせていただいておりますとおり、契約の相手方については復旧連絡協議会ということになります。これはお手元に契約書の写しを全部添付させていただいておりますので、その中身をごらんいただければ確認いただけるかと思ひます。ただし、全員協議会の際にも再三ご説明をさせていただいておりますが、私どももたびたび現場に行っております。現場で中心となって業務に取り組んでいただいている方々の会社名はわかっておりますという話はさせていただ

だいたと思っています。あくまでも、中心となってというお話をさせていただいたかと思
います。同様の内容お話を記者会見の際にも、中心となってやっていたという会社名はこ
れこれこういうことだというお話をさせていただきました。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 済みません、解体の問題について今私伺った、浦戸についてではなくて、今の5月
3日の新聞報道の記事というのはこの瓦れき仮置き場の管理業務について佐藤昭市長は市が
協議会の内部情報を出していいか迷ったと、これは管理業務について述べたと新聞報道では
書かれているんですが、瓦れきではなくて。それが本当なのか、さっき言った3月27日の新
聞のわからなかったんだというのが本当なのかということをお伺いしているんです。もう一度お
願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 記者会見の際に、市内の一次仮置き場の運営管理が、というご質問もいただきまし
た。その際にも、中心となってやっていたという企業名についてはこういった方々です
ということを担当からご報告させていただいたところでございます。よろしくお願いいたし
ます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 繰り返しになりますが、市が協議会の内部情報を出していいか迷ったというのは本
当ですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 繰り返しご説明申し上げますが、契約の相手方はあくまでも協議会という形で契約
をさせていただいておりますので、本来でありますと協議会からこういった形でというお話
をいただくのが一番よろしいのかなと。我々、適正、100%の情報というのは残念ながら持ち
合わせておりませんのでという意味合いもございまして、そのようなお話をさせていただきました。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 実はそこが問われる一番のところだと思うわけです。

次にお伺いしたいのは、1番目の資料の目録が書いてある資料の19ページから23ページまで
になります。

平成24年11月5日付の連絡協議会の上申書に対する平成24年11月20日付の市長の回答書、回

答書は22、23ページになります。その中で、これは文書ですので、そのとおりなんですが、市長は上申書、この連絡協議会有志が提出するまでに至った経緯を根幹としては協議会内部の縦割りルールの明確化及び会員に対する周知に問題がある、そしてしばらくあけて、ルールの不存在は今後もこのような疑念を生じさせる。このように述べております。そしてまた、朝日新聞の5月3日付報道では次のように述べています。混乱の原因は協議会の業務分担の不公平感にある。だが、発注者として十分に責任を果たせなかったと反省している。

この先ほどの質問とかぶるわけなんですけれどもこれ、私どう読んでも災害復旧連絡協議会に業務委託しているんだから、市には責任はありませんよと言っているに等しいと思うんですけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問いただきましたとおり、基本的に今議論となっております業務については災害復旧連絡協議会と本市が契約を締結いたしております。ご案内のとおり、今回の東日本大震災から一時も早く市民の皆様方にご支援の手をとることを前段で申し上げさせていただきました。また、こういった形でお願いしたということについては塩竈市内でこの協議会の会員として加入されている方々にひとしくというのはなかなか難しい話ではありますが、それぞれの方々にご参加をいただいてこういった業務を遂行いただきたいという思いは行政としてございました。ただ、一方では今の契約約款上は契約者であります甲と乙というのは対等な立場であります。また、協議会の内容を折に触れていろいろ確認はさせていただいてるところであります。協議会の中でどのような形でということについてはなかなか我々も入りにくいという部分もございました。そういった思いを記者会見の際に説明をさせていただいたと理解しているところでございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 問題の所在がどこにあるのかというのは、事によって市長のおっしゃるとおりなのかもしれませんが、対等の関係にあるんでしたら連絡協議会のルールの不存在に問題があるんだということを文書で堂々と指摘すると、これは対等の関係とは私は言えないと思います。災害復旧連絡協議会の解散問題についてもただす予定でしたが、これは時間になりましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、私からまずは先ほど副市長が提案されました資料の提出について、ここから

お話を伺いたいと思います。この目次があるんですが、一覧表があるわけですが、（「まだ」の声あり）いや、あの、中身についてではありません。きょう配付になったものについて質問するんですね。（「まだ、それ配付されていない、資料として」「資料要求の」の声あり）きょう配付されたものについて質問させていただきます。

今、この資料、膨大な量を提出していただいたわけですが、きょう追加するというこで目次がきょう配付されました。これを見ますと、（「それは全員に行っていないの」「正副委員長だけでないの」の声あり）ああ、そうですか。じゃあこれはもう1回させていただきます。

次は、先ほども話題に出ましたが、災害復旧連絡協議会ですか。これについての成り立ちといますか、時系列でどういう順序で来たのかをお伺いしたいと思います。先ほどの話で協定書が、協定書といますか、高橋委員が言われた2ページでしたっけ、あるわけですが、時系列でどういう経緯でどうなってきたどの段階で協定を結んで仕事の第1回目の発注はどうなったのかという、時系列でどういう順序でこの会ができたのかをお教え願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 時系列にというお話でございますので、簡単にご説明申し上げます。

まず、塩竈市災害防止協力会でございますが、これは平成17年に設立されております。それから戻りますが、失礼いたしました。災害防止協力会は平成15年に設立でございます。それから、塩竈市建設協議会につきましては平成17年に設立されてございます。これらの2つの協議会がございましたが、平成20年2月19日に先ほどから申し上げましたように、地震災害や風水害、その他大規模災害が発生したときには直ちに行動できるようにということで災害復旧連絡協議会が設立されたようになってございます。それを踏まえまして、平成23年3月12日でございますが、さらに連絡体制を簡潔に密にして迅速に災害復旧に対処するために災害復旧連絡協議会が設立されたところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとここがわからなかったんですが、平成23年2月19日に連絡協議会はもうできていたんでしょうか。この資料によると2ページの、先ほど高橋委員も説明されましたが、協議会設置についての手紙が来ているわけですが、この時点で2月19日と言いましたよね。これはさっき反対だったような気がするんですが、この段階で出ていたんでしょうか。

本来できていたんでしょうか。そこをお伺いしたい。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 済みません、もう一度改めて説明申し上げます。

塩竈市災害防止協力会につきましては、平成20年2月19日に設立されているところでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとよくわかりませんが、とりあえずはこの資料によると2ページで災害復旧連絡協議会設置についての、これは両会長さんですか、建設協議会、それから災害防止協力会の会長さん連名で市長に出されているわけですが、この会はそうするとどう見ても震災の次の日ですよ。ですから、ここですぐこんなのできているとは思えないし、これはそうすると何週間か前、何日か前にもうこれは前もってできていたものなのか。いわゆる災害が起きたからぱっといって次の日もうみんな集まって連名で、この業者の人たち、副会長、事務局長までみんな決まっていますよ。この手紙を見ますと、そういう時間的観点から見て難しいと思うんですが、どういうことなのかを説明していただきたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、総務部長が答弁申し上げましたのは、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書というのを平成20年2月19日に災害防止協力会と建設協議会、そして塩竈市、3者で協定を結んだと、そしてこれにつきましては先ほど来説明しておりますように自然災害、あるいは高潮、台風等で塩竈市、災害被害結構多かったものですので、それぞれの立場から協力したいということで市でもこの2団体と協定を結んだ。それに基づきまして平成23年3月11日に発災いたしましたこういった復旧工事事業につきましてこの仕事を業務委託したということでありまして。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、内容はわかってきたんですが、震災の次の日に混乱時期でこの時期にこの書類が提出された、この日にち見ますとそうですね。ここは文字については手書きで3月12日と記載されていますが、これは後から口頭で出て後から出たのか、その辺はよくわかりませんが、次の日ですよ。そこを確認したいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 3月11日の震災発生以来の対応につきましては、担当あるいは市長から申し上げ

ました。本当に市民のためにいち早く瓦れき処理あるいは復旧対応しなくちゃいけないということで、3月12日には口頭あるいは直接歩きまして各業者さんにぜひ瓦れき処理あるいは復旧工事の協力をお願いをして歩きました。そういう中では実際業務が動いてございました。したがって、実際仕事を動いているというのが3月12日でございますので、事務処理といたしまして3月12日にさせていただいたということでございます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これに関する話を続けさせていただきますが、5月12日に議会報告会を開催いたしました。その折に議長からの発言がありましたが、この部分を読ませていただくと、私は今まで災害協力隊のメンバーに対して何を今まで恩返ししてきたのか、例えば雨降るたびに結局その人たちがずぶぬれになりながら水をかえてもらっている。その協力隊でございますと、2つあるんですと、今説明の話だと思いますね。建設業界と協力会と、これを1つにして36社にまとめてやってほしいという議会からの要請もしましたということで、ここを言われているんですね。その人たちは非常に仕事が苦しいという状況も聞いていますので、その対策に優先的に回したらいいのではないかという発言がありました。

ここでそうするともう、ここで議会側でということも、議会からという発言もされているんですね。この中で質問された方も私と同じような感じで捉えたと思うんですが、今議長から議会の要請に基づいて協議会をつくったと私、話を受け取ったのですがということで回答しているんですね。そこで司会をやられていた佐藤委員についても私も初めて聞いたと、サブライズだという話をしているんです。

私はこれを見ると、今言ったあれと矛盾してくるところがあると思うんですが、どっちが本当なのかという、議会から要請してつくったものなのか、市から要請してつくったものなのか、あちらからやるということでつくってきたものなのか、そこをお聞かせ願えるでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 正直申し上げまして、我々、復旧連絡協議会を立ち上げてくれという部分について我々具体的にお願ひ申し上げたというのは、我々としてはございません。ただ、個々の企業に災害応援協定に基づいて我々は個々の企業にはお願ひを申し上げて、その中で協議会を形成しておる方々が防止連絡協議会を立ち上げていただいたと我々は認識しております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、ここで議長が言われたように議会からの要請もしましたと言い切っているわけですが、後から若干の訂正があるようですが、あったようですが、その事実についてはあるのでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段申し上げさせていただきましたとおり、まさに混乱のきわみでありました。私も本来現場に足を運びたいという思いがありながらさまざまな方々からさまざまな情報が入ってきますので、対策本部につきっきりで発生する問題処理に陣頭指揮をとらせていただいたと思っております。恐らく、我々の見えないところで大勢の方々が本市の復旧復興にさまざまなご支援をいただいたものと思っております。ただ、特に今回この災害復旧連絡協議会を組織していただいた方々には先ほど来申し上げます。我々のほうで金の支払いもできるかとあるいはこういう条件でということも提示できないままに、具体的に申し上げれば瓦れきの量がどれくらいあったなんていうのはその段階でわかっているといったらうそになります。瓦れきの量なんかも当然わかっていないわけではありますが、道路の上に残っている車両でありますとかあるいは個々のうちに突っ込んだ船を早急に撤去してほしいという、そういう悲痛な声にこの連絡協議会の方々が率先して動いていただいたということでもあります。そのときに、それぞれ動かれた方が復旧連絡協議会の会員としてという思いではなくて、恐らくは一市民としてやれることをやろうという思いではなかったのかなと思っております。ですから、我々、どの方がどういう発言ということではなくて、そういった形で大勢の方々に大変なご支援をいただいたということについては本当に心から今でも感謝を申し上げているところであります。回答になりませんでしたかもしれませんが、当時の状況はそういったことであると認識をいたしております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

その後で議長の発言として、議会側から要請したのではなくて協議会側からそういうものをつくって議案として議会側に上がって委託業務をしますよとって可決した議案でございますという説明をしたんですね。ここでまあ、あそこでおられた議員なんかは違いますという声がありということでこれは書いていますけれども、いろいろその辺は勘違いがあったのかなと思ったりはしますけれども、私は実際にやらなかったことをぼっぼと口から出ること

はないだろうと思うんです。そんな意味で、私は本来の形として要請したんじゃないのかな
と
思っているんですよ。ですから、これについての協議会設置、それからについての議会側
の
いわゆるタッチと申しますか、関与はなかったのか、それをちょっとだけお聞きしたいん
です。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 端的に申し上げますと、議会からの要請はございませんでした。しかし、発災当
初
から対策本部を1時間ごとあるいは2時間ごとたびたび開催しておりました。そういう中
で、
多くの議員さんが本部に詰めかけて市内の状況あるいは市の対応につきましているいろ
つ
ぶさに状況を把握して、そういった部分での議員としてのいろんな考え方、行動が出たか
も
しれません。それは、我々としては、市としてはそういった部分での具体的な行動は一切
と
っておりませんが、そういった議員さんの発意というのはあったかもしれません。以上で
あ
ります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 時間がなくなるので、ほかの質問に移らせていただきます。

次についても議長発言を中心に私お聞きしたいんですが、これは11月の産業建設常任委員協
議
会での発言になります。資料は特にここにありますし、資料要求をしましたが、出ませ
ん
でした。それでも議会事務局にテープと申しますか、録音の内容が入っているので、つぶ
さ
に聞かせていただいてメモをとらせていただきました。

その中身として、結論から申しますと解体ごみの中の有価物を横流ししている業者がいると
い
う内容であります。これは11月の産業建設常任委員協議会のことですが、これは極
め
て今回の内容として審議、私達の特別委員会では重要な発言ではないかと私は思ってい
る
んです。ですから、この発言があった前には始まっていることでいろいろ問題があったん
だ
らうと私は勝手に解釈するわけです。

それで、この内容はどういう発言だったのかということ、災害廃棄物の問題だと、これにつ
い
ての責任はどうなのかと、誰にあるのかということで、当時の課長は発注者の責任もあると
答
えています。それから、それに対し監督責任は市または協議会なのかということを書いて
い
ますけれども、発注者の責任もあるということでこれも同じような形で当時の次長ですか、
課
長ですか、答えられています。

それから、3番目に資源、有価物は市の財産なのかという質問に対して、市の収入だと、こ

これは助成金から引かれる、減額される。有価物は協議会へ1回入って、最終的には一定程度の責任によって、いわゆる有価物として協議会に入ってそれを協議会で処理するという形なんです。

4つ目の内容としては、現場に寄って聞いたと、これは議長の発言ですよ。議長が現場に寄って立ち会い、そして聞いたと。市の骨材を横流ししていると、これは業者の話ですよ。市の骨材を横流ししている、現場を見て聞いた。会社名とそのことを報告したと議長が言っているんですね。誰に報告したかという、当時の課長、次長なんですね。その課長に報告した内容については先ほどのことなんです、後に業者へ注意したという、後から業者へ注意したという、そういう回答が入っているんです。これについて議長が間違いなく私はあの場で言って録音もされているわけですから、行ったと思うんですが、これについての事実はどう捉えますか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 有価物の取り扱いについてということで、平成24年11月に開催されました協議会で市に報告に対しての質疑で、端的に申しますと自社処分している業者がいるんじゃないかということで質問があったということで、我々報告を受けまして全て有価物が発生するような家屋解体のケースについて我々調べさせていただきました。その中で全ての有価物が発生するようなケースについて特にRC構造とか鉄筋とかあるいは鉄骨工場解体、そういった部分については全てチェックをさせていただきました。もちろん終わっている仕事でございますので、ただこちらの個々の契約を結んでおりますので、その建物のボリューム等で発生推量というの、スクラップの発生推量というのを我々推測できますので、これと実際に越の浦一次仮処分場のところに搬入した記録もございまして、これと比較させていただきました。これで、台貫をはかったの数字ではありませんので、例えば4トン車搬入、1日3台であるならば12トン搬入というそういう簡易の方法で比較させていただきました。その推計量と比較させていただいて、大きく、大きくというか若干の誤差があるものについては個々1件1件どこに搬入したか、そこについても全て調査させていただきました。

その中で、ちょっと我々が気になったのは自社処分が1件あったと。いわゆる、越の浦処分場には搬入しないでその会社が直接スクラップの処分をした、いわゆる善意の管理、自社で台貫をはかり、そして処分した先での台貫をはかりながら、そういった自社で管理をしておいた、そういうところがございました。それが、協議会でのそういった部分での発言、質問

かと思われ、我々としては、全てチェックをいたしたところであります。

また、当時の部長あるいは課長が市の責任があるということで答弁しておりますが、我々としてはこの自社処分というのが、まずは一次処理場については全て有価物については運びなさいと指示をしておりましたが、自社処分された企業については担当課より一次仮置き場で結構ボリュームがあるのでなかなか処分し切れない分があるのでやれるのだったらやっ
ていいよと、そういう指導をしたということを会社から言われましたので、我々としては指導の不徹底もあったのかなというところで部長あるいは課長が責任の一端はあるということで答弁したということで我々は捉えております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 実際に現場に行って業者から話を聞いたということで議長は言われているんですね。ですから、実際そのようなやりもしないことを言う人はまずいないと思うので、これは悪いことなので、いいことならば言うんだらうけれども、私はちょっと違うなと思うんです。ですから、私はこの当時の課長がどういうふうに対応されたのか、業者の話はどうだったのかということについて詳しくお聞きしたいし、次回の特別委員会で招致をしたいと考えています。

それから、その後の話も、両組合の会合でその社長が私が横流しをしたと発言していると、それに対してかの課長は証明されるならばしかるべき処置をとるという話をしてしています。それから、何回も横流しをして堂々と手を挙げている、これはそういうふうに議長が話しているんですが、堂々と手を挙げている、何もしない、これは市も責任をとらない、これは法律違反、それから条例違反ではという話をしてしていますね。次に、そういう話、発言なんですね。

それから、次に、自分から手を挙げて私はやりましたという業者が、何が悪いのと、あなたたちもやっているでしょうと、そういう発言もしているという内容も含んでいるんですね。ということは、先ほど言われた1社どうのこうのという話じゃなくていっぱいいるんじゃないかということになるわけですね。

やはりその中で議長も、この次の発言になるわけですがけれども、私はしっかり報告を受けて業者も手を挙げている、ですから、実際手を挙げている人から報告をもらっていると。間違いなく私も現場に行ってどういうふうに対応しているのかなと行って会いにいったときに、ちゃんとどここの会社ですとその人は名乗っていると、聞いているわけですから、きちんと確認して議会に議長に報告いただきたいという発言をそこでしているんですね。

その後の報告として、先ほど副市長が言われた、そういった内容なのかなと思うわけですが、どう見ても1社ではないと、この発言によると。いっぱいいるんだと、みんなやっていることだと言っているわけです。重大発言ですよ。ということは、そういった悪いことをやっているとはっきり言っているぐらいですから、その人はうそを言っていると私は思えないし、そうすると議長がうそ言っているのかということになるわけですが、議長だとうそをつくわけがないと思うので、事実だと私はそう思っているんですね。

ですから、これについては徹底的に次に課長さんも招致してこの内容、真意、そして業者に注意した内容、その反応なども全部お聞きしたいと思っています。

そしてここで1月に、次、時間をおいてことし1月の産業建設常任委員協議会で議長がその説明をして納得したということなんですが、私この納得したということ自体が、私は納得できないんですが、ここにいる皆様はどう思われるのか。実際にそういった業者の話を聞いているわけですし、現場も見ていると言っているんですね。そしてみんなだという話をしているわけです。これについてどう捉えているのか、どう考えているのか、先ほど言った調査をしてそれで終わりで納得されているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、協議会については1月31日にこれまでの調査してきた部分についてはご報告させていただいております。我々としては市としてできる範囲の中で有価物の発生、鉄筋の発生量について推計をいたしてそして実際の搬入録と比べまして大きな乖離があるものについては全て調査させていただきました。それで、例えば間違いなく越の浦に運んでおります、あるいは中倉に運びましたという、そういうところがいろいろ出てまいりましたので、再度そういった調査をしながら我々としてできる範囲の中で全て調査させていただいているところであります。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この発言の内容を細かくよく聞いてみますと、やはり先ほどからずっと言っているとおりの重要な発言でありますので、私は今回の資料として再度要求したいなと思っています。ですから、話、常任委員協議会の最初から最後まででなくて結構です。ここにかかわる話の部分だけ、そう長い話ではないので、そこだけ資料要求を再度したいと考えています。

それから、ここで議長がずっとこの業者について名前も知っているということで課長にも伝えたということなんですが、個人の名前であれば個人情報法に引っかかるんでしょうけれど

も、仕事の内容のやりとりでいろいろやっている話ですから、業者名は言っても構わないのかと私は思うんですが、議長どうでしょうか。そういうことはできないんでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 嶺岸委員。お答えください。

○嶺岸委員 私は、この場で答弁する権利は今ございません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この委員会はそういうシステムなのでしょう。私は、私が質問しているんですから、私以外はここにいる人は全員だと私は思うんですが、そういう解釈ではいけないんでしょうか。議会事務局長、お願いします。

○志賀委員長 今までの通例上、そういう発言がされていないということなので、これはまた議運にかけて後の委員会でも議論していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鎌田委員 議運でありますと、また別の場所で、私はこの報道陣もおられる、皆さんもおられるその中で私は論議したいですね。そんな意味でなぜ答えられないのか私は不思議でたまらないんですが、そうであれば参考人として実際にはここにいるわけですけれども、招致すればいいわけですか。要求すればいいんですか。

○志賀委員長 今、私がお話ししたのは、要はこの場で直接質問できるよということを議運で許可するかしないかということを経験して、許可することになればこの場で当然質問していただいて答えていただくということを決めるという段取りをするということをお話ししました。

○鎌田委員 納得はできませんが、そういうことで招致をするあれがあれば私は招致をしたいと思っています。以上で終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私も何点かお尋ねをしたいと思います。

5月1日の塩竈市全員協議会の資料に沿いながら確認をさせていただきます。当日配られた資料の中で、ページ数でいいますと一連の河北新聞の報道ですね、3月27日付の河北新報の報道で見出しは、業務配分金の流れ不透明、そして36社構成で塩竈市復旧連絡協議会と、ということが書かれていまして、市から委託料、平成11年、12年度で計21億7,000万円。記事を読みますと、その中で結局この点で一部会員の方が市の情報公開請求で入手した契約書では契約者には災害復旧連絡協議会という名前だけ記されたということで、当時この記事の関

係でいいますと、担当者は委託契約の相手は協議会、業者や受注状況はわからない、こういった形での報道がされております。

一方、その後全員協議会あるいはこの中で、前段の副市長のさまざまな説明の中でこの記事の隣のほうにこういった4項目にわたる見解といいますか、考え方が載せられております。1つは一次仮置き場業務については塩竈市復旧連絡協議会と協定を締結、2つ目は各現場で業務配分は資機材調達、地域性などともあわせて協議会を行っている。そしてさらに、業務打ち合わせや現地確認により現場ごとに毎週中心的に業務運営を行っている業者は把握をしている。把握をしていると言っているわけなんですね。ここに書かれております。

ところが、さきの3月7日の報道では業者はわからない。こういう、受注業者はわからないとなっておって、前段の全員協議会ではこういった形で文書上も業者は把握していると、これはこの新聞報道とあるいは5月1日の全員協議会の(3)のところの関係では、どういふふうになっているのか、どっちが正しいのか。取材した側が間違っているのか、あるいは市で報告したことが違うのか。その辺まず最初に確認をしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今のご質問にお答えします。

我々としては今るる反省しているのは、マスコミの取材に対しまして本来であるならばしっかりとした対応をすべきかなと思っております。この今委員がおっしゃった27日のマスコミ報道に対しまして、市としての対応、①、②と記載させていただきましたが、本来であるならば取材時にこういったものはしっかりとお答えすれば誤解を生まなかったのかなと。我々は仕事を発注してそのまま投げっ放しではありません。常に履行確認あるいは進行管理をしながら現場を見ておりますので、どの現場をどの方々がやられているのか、我々は全て掌握しておりますので、ただ前提となる部分は協議会と契約しておりますので、なかなかそういった詳細についてはお答え申し上げられないというのは担当者の立場であり我々の立場であります。多分、お答えするのに、こういったような協議会で発注しておりますので、詳細についてはお答えできませんが、この現場についてはこういった企業が中心となって仕事をいただいていますくらいの回答をすれば誤解というのはこれほど生まなかったのかなと、我々は十分反省しているところであります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 回答していればとお答えしているわけですがけれども、事務方ですよ、担当課長は。

そうすると書類等も全部わかるわけですよ。こういう答えの仕方というのはあり得ないと思うんです。ですから、この点でも問題であり、こういった取材に対して正確に答えていくというのは市の担当としては当たり前じゃないかとかこういうふうに思うんです。そうしますと市のところの関係は全員協議会で述べた（3）業者については把握しているということによるしいわけですね。その辺ちょっと。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今までもお答えしていますように、中心となって仕事をされている企業名は我々は存じ上げている、掌握しているということでございます。以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 掌握をしているということですね。今回、別冊の資料、別冊5というところでそれぞれ企業名が越の浦産業廃棄物管理業務委託平成23年度から、そして越の浦平成24年度、新浜公園災害仮置き場管理業務平成23年度、中倉処分場管理業務委託平成23年度、24年度、そして浦戸の災害廃棄物管理業務の支出書類一式、そして同じように平成23年、24年と、こう書かれているわけですが、これを見ると議会側で請求したものとの、そして副市長が答えた関係からいって業者名はそのとおり把握していますという話ですが、そうするとじゃあなぜこの資料で一つ一つ精査をしていくと例えば越の浦災害廃棄物管理業務委託は企業名、言っていないのかな、いいのかな、ねえ、それぞれのページ数でいうとこのページ数の37ページ、で越の浦業務委託の関係で例えば千葉篤さんがやったと、平成23年6月13日の6月と日報という業務委託の報告が書かれておりますし、それからその次のところで43ページのところでも24年度同じ企業が千葉篤さんが請け負っている。23、24ね。こういう形。そしてずっと後ろも同じように新浜町でいいますとこれは晃信建設、こういう形になっております。そうしますと、先ほどですから念のために確認したのは、いったいどちらに先ほど記者取材の中で企業名はわからないと、しかし議会の側で出た資料と突き合わせして先ほど答弁をした関係からいうとどこに責任の所在があったのか。一課長として、いやわかりませんと、こういうふうに答えてしまったのか、あるいはそういう答えが、そういう答えでしか答えられなかったのか、その辺はどうなのか確認をしておきたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 責任の所在ということで質問いただきました。先ほど申し上げましたように我々本当にマスコミに対しての対応の部分で初期の対応が極めて、担当のほうの対応が粗悪なも

のがあったのかなと思っております。ただ、何度も申し上げますが、契約相手がまずは協議会だということをご理解いただきたいと思うんです。

その先の質問については、担当としては本来であるならば課長も部長も対応したと思いますので、本来でありますならばもうちょっと親切な対応があったのかなと、先ほど申しましたように、この現場の主たる中心的な役割を果たしている方はこういうところですが、詳細については協議会でお調べくださいとか問い合わせてくださいと言えば、十分に誤解というのとはなかったのかなと思っているところであります。以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 この議論をすると堂々めぐりになりますが、いずれにしても私はこの取材を受けた時点と今この議会の調査特別委員会で行われている議論と解明が大事でして、じゃあ例えば先ほど課長を招致すべきだと、私もそのとおりでと思います。やはり現場に立ち会った前段の産業部長もかな、やはり私は必要ですし、そういった方々の参考人招致というのは必要でその点での突き合わせをしっかりと求めていきたいと思います。

次に、同じページ数のところでもう少し行きまして、中倉処分場の関係でちょっと聞きなれない企業さんというか企業名があるんですね。ページ数は同じ資料の66ページですね、開いていただくと災害復旧連絡協議会名、業務報告書、平成23年12月9日付とこうなっています。中倉処分場、年は平成23年7月1日から8月1日、平成23年8月31日までとこうなっているんですが、もう1つ次のページ、67ページを開きますとリサイクル協会という協会名が出てくるんです。これは私も一度も耳にしたことがないし、あるいは例えば、そうですね、危険建物解体のグラフ化してもらいましたけれども、幾ら見てもその企業名が出てこないんですね。それが1つ、どういう団体なのか、施工業者なのか教えていただければと思います。

そして、現場代理人として千葉と書かれているんですね。そうすると、現場代理人というのはまさか行政の方ではないと思うので、これも業者の方なのかどうか、私もわかりませんので、リサイクル協会とは一体何なのかどういう団体なのか、そして現場代理人とはどういうものなのか、2つの点でお尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 リサイクル会ということでお尋ねでございます。前の協議会等でも一部説明があったかと思いますが、中倉に関しましては廃棄物収集業者を中心にリサイクル会というのを結成しているということでございます。

会の構成ですけれども、6社あったと思います。そのうちの3社につきましては豊島さんでありますとかクリーン・センターさん、宮本産業さんということで、これは復旧連絡協議会の会員になっておるところでございます。残りにつきましては協議会には入っておりませんが、けれどもこの会ということで、復旧連絡協議会のほうでこちらのほうに仕事を願いしたと認識しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 隣の現場代理人とはどういうことなんですか。

○菊池環境課長 失礼いたしました。

現場代理人の件につきましては、確信的なことを申し上げられませんが、リサイクル会の中心となっております豊島さんの職員と認識しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、わかりました。

6社ですね。私も、私どもも初めてこういう会があるということを知りましたので、これなどもどういった仕事量なのか今後一層精査をしていきたいと思っております。

次に、次のページを移っていただいて64ページかな、ごめんなさい、失礼しました、中倉処分場の関係でもうちょっといきますと、ごめんなさい、野々島の関係でページ数は85ページから86、86-2、そして87と、こういう関連する資料がそれぞれ浦戸関係で出されております。それで、お聞きしたいのはこの業務報告書というのを見ますと平成23年8月5日ですね、塩竈市内の浦戸各諸島地内、桂島、野々島、寒風沢となっております。業務場所が浦戸の災害廃棄物処理の管理に関する協定。次のページでは、日報と月報となっていて、平成23年7月1日あるいは平成23年7月とこうなっていて、両方とも桂島、野々島、寒風沢地内、隣の月報もそうっております。

請け負っているのは東華建設とそれから東北重機工業、隣の月報も同じ時期、東華建設と東北重機工業と、こうなっているんですね。そうすると、先ほど危険建物解体業務の関係でいろいろ島ごと分けたというお話のようですが、結局浦戸の災害廃棄物瓦れき撤去業務委託を見ると、発注の仕方といいますか、業務委託の形態が2つでやっていて、分けられている感じがしないんですけれども、その辺はどうなんですか。その辺の取り扱い等についてここにこう書かれているので、改めて確認をしていきたいと思っております。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 作業日報的にはそれぞれの島ごとにあるということになりますが、支払いに当たりまして浦戸の協定書が浦戸諸島ということで、それぞれ桂島、寒風沢、野々島に仮置き場がございましたけれども、支払いはその協定書に基づいて一本で払っているという状況もありまして、業務報告は全て島を全部集めた形でいただいているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協定書に基づいての関係で一本化ということで捉えておけばいいんですね。（「はい」の声あり）島ごとの関係で分けられていると。そうしますと、その辺の取り扱いも私たち初めて今回出た資料で多少わかってきましたので、今後も島の関係で仕事量がどういうふうに案分されているのかもっと精査をしていかないといけないと思います。

そうしますと、危険建物解体業務もそういった分け方にしているということになっているのでしょうか。それぞれの業者の企業、前段回答がありましたけれども、改めて。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 浦戸に関する危険建物解体ということでのご質問でしょうか。であれば、先ほどからご説明しておりますとおり島ごとにそのような形で測量をして建物解体も引き続き行われているという状況でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

そういうことでの取り扱いのようですが、そこで先ほど災害復旧連絡協議会が浦戸の島々、災害廃棄物の対応もそうですし、危険物解体もそうでしょうけれども、協議会の中で必要な業者さん、何ていいますか、島に渡る上でのさまざまなものを持っているということのお話でしたが、聞くところによると市内のある業者さん、復旧連絡協議会に入っている会社のほうでは台船もちょうんと持っているという話も私は聞いたんですが、その方は実際は今回の浦戸の島々の災害復旧のさまざまな仕事に携われなかったようなんです。協議会でそれは仕事は預けた、随契を受けて委託を受けて中のほうでの精査をした上で浦戸の島々と、こういうお話のようですけれども、市内でも結構浦戸に建設業の関係で貢献をしたり、条件としては台船を持っているところのそういった業者さんがいるのに、その方は今回の仕事からは一切なかったというお話ですが、協議会の中での精査だから担当はどこまでお答えになるかわからないけれども、その辺はどうなんでしょうか。精査した上の形だったのか、

いやいや、あくまでも協議会の中での考え方に基づいてやったんですというのかどっちなん
でしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 今回、浦戸につきましては東華建設さんと東北重機さんということでなっておりまして、我々も市内にもそのような対応をしていただける建設業者さんがいるということは認識させていただいているところですが、復旧連絡協議会との浦戸のそういう業務をいろいろ話し合っていく中で出てまいりましたのが、先ほどの2つの業者さんだったということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは、復旧連絡協議会自身がなぜかというのは協議会自身に問い合わせしないと市は委託したのはそこですということだから、それ以上の答えが恐らく出てこないんだろうなと判断することになりますので、これはひとつ今後の取り組みの中で、調査特別委員会の中でやはり調査特別委員会の中で災害復旧連絡協議会も招致するというにならないと事態の問題の解明の所在の行き場がなくなっちゃいますので、これは今後のそういった取り扱いにさせていただければと思っております。

もちろん、次のページのほうで市長の責任、副市長の責任という問題も確認したいと思うんです。これは私も書類の上で同じ別冊資料の5番というところの87ページのところで、議案平成24年7月4日平成24年度支出命令番号1万8,896と、こういうことで今のところずっとこういう書類、支出命令的なものやあるいは委託する上での書類見たんですけれども、部長クラスどまりあるいは課長クラスどまりが多いんですけれども、今回こういった市長から副市長、部長、こういった形で9,300万円ほど支出という形、そして最後に平成24年7月9日に当時の課長からの履行確認とこういう形になっているんですが、そうするとこういった支出の関係は全て、範囲ですね、私が聞いているのは範囲ですね、つまり9,300万円何がしのこれは恐らく浦戸の災害廃棄物管理業務委託の関係ですけれども、こういった支出を命令するところは金額上で限定されるのか。あるいは全ての災害廃棄物あるいは全ての危険家屋解体物の支出命令はどこに裁量権があるのか最終的に市長なのか、副市長なのか、部長なのか課長なのか、その辺確認させてください。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 今お尋ねの支出命令、それから支出負担行為につきましては全て職務権限

規程に基づきまして詳細に金額等が定まっております。支出命令につきましては手持ちの資料がございませんが、例えば支出負担行為につきましては500万円を超えるものにつきましては部長決裁、500万円以下のものにつきましては課長決裁ということで科目によりましてそれぞれ事細かく定めてございます。支出内容につきましても、その規定に基づきまして決裁を踏まえて支出しているものと捉えております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市長はどの範囲での決裁あるいは副市長の決裁がどの辺から始まるんですか。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 通常委託業務あるいは工事請負契約と一連の契約業務の流れというものがあります。例えば、まず一番最初は起工伺、こういう工事をしてよろしいかあるいはこういった委託をしてよろしいかというものがあります。通常、そういったものにつきましては50万円を境にまずは、50万円までは課長の決裁となっております。失礼いたしました。工事の場合は500万円以下が課長、それから2,000万円以下が部長、5,000万円以下が副市長、5,000万円を超えるものが市長となります。同様に、こちらの入札行為を行うための入札執行伺、これらの決定も同様な基準になります。さらには入札行為を行った後の契約締結、これも同様の基準で行います。

次に行います支出が契約をしたということで市長までの決裁がおりれば次は支出をするための負担行為、支出負担行為というものがあります。これはいわゆる契約行為で決まった契約金額、これは市長までの契約、決裁規程になるわけですがけれども、支出負担行為につきましてはその決まった契約金をいつどの時点でどういう形で支出するかというのが支出負担行為という形になりますので、この時点では先ほど市民総務部長が話しましたように500万円以上にあつては部長、それ以下にあつては課長と決裁区分が変わります。

ただ、その後に行います例えば履行確認でありますとか竣工検査、こういったものにつきましてはさらに前と同じように金額に応じて市長決裁まで、最終的な確認、完了という確認までは先ほどの500万円、2,000万円、5,000万円、5,000万円を超えるものは市長と履行確認、竣工検査はそのような形になります。ただ、最終的な検査で終わった後の、つまり支出命令という形になりますと、ここは課長決裁となります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、市長の全て目を通して決裁を受けているという形で捉えていいわけ

ですね。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 その業務が全て完了するまでというところは、先ほど金額に応じた
決裁権者で行っているという形になります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 なぜこれを聞いたかといいますと、市長の責任、つまり公金、先ほどどなたかにも
公金を扱うという問題で責任はあるんだと、そういった公金を扱う上での取り扱いですから
ということで佐藤英治委員のご質問の関係でも言っていたような気がします。

そこでやはり今回の事案というのは、一課長、一部長の範囲じゃないんですね。やはり、市
長の責任の問題、所在の問題がどうなのかというのがこの調査特別委員会にかかっている解
明だと思いますので、今の答弁で大体おおよその関係はわかりましたので、これはひとつ今
後の課題としても今後さらに精査をしていきたいと思っております。

最後に、時間もさほどございませんので、資料の関係でそれぞれ浦戸諸島の出していただき
ました企業名、それぞれ東華あるいは建設あるいは東北重機等のやつは出ましたけれども、
いまだにわからないのは何ぼ書類を見てもこっちのほうですよ、55件、55件のやつの全員
協議会で説明された55件、幾らこれを見てもさっぱりわからないんですよ。協議会自身の名
前しか載っていない。その先の、言ってみればどこに委託をしたのかということも一切明記
されていない。これじゃ解明のしようがない。したがって、これだけの資料を出してもらっ
たことはそれはそれとして、私たちが目を通す機会とは与えられたわけですから、先ほどの関
係からいっても協議会の会長の招致をこの件でもしっかり求めていきたいと思いますが、市
にこれ以上聞いても、いや協議会と、こういう話ですので、ひとつその辺は委員長にもぜひ
取り扱いは進めていただければというところがございますので、どうかよろしくお願いをし
たいと思います。その辺はよろしくお願います。

○志賀委員長 本日、終了した時点で、その辺の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○伊勢委員 それ以外に、先ほど災害時における協定書の関係で3ページのところ、既にいろ
ろ議論されているので、規約の問題、ちょっと触れたいと思うんです。1点だけお聞きしま
す。この連絡協議会、3ページの東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料というところ
の3ページのところ、この規約がつくられたということですが、この規約第6条を読むと
本会は次の役員を置く、会長1名、副会長2名、事務局3名、事務局は会長の直轄とすると。

ちょっと私は、この会の成り立ち、規約の上から直轄にしての指示命令というのはこういった問題を生み出す形になっていったんじゃないかと思っているんですが、これは当然協定を結ぶ上での市では規約起案を出されたと思いますが、これは協議会が出したのか、あるいは市と協議会自身が協議の上でこういう形ではどうですかというふうに至ったのか、その辺だけ確認させてもらいます。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 今回、連絡協議会設置の当初の事務的なものは建設部が所掌させていただいてございましたので、私からご答弁させていただきます。今回の規約でございしますが、これにつきましては協議会から提出されたものを私どもが内容を確認させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には資料名称、該当ページなどをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。質疑ございませんか。質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 関連というか、私からも確認をしていきたいと思えます。

まず、資料とすると5月1日の協議会資料の中の新聞報道に関してであります。新聞報道、何回に、6回にわたり、あとテレビでも報道されておりました。市長は新聞報道された問題点という何か自分、市長としてこういう瓦れき処理の問題ということで取り上げられたということに関してどういうお考えなのかと。それは例えば、以前議会の中でもびっくりしたときに議員の中からもいやと、内部の紛争じゃないかとか、いやと、我々は公金の使われ方の問題もあるんじゃないのとか指導監督の問題もあるんじゃないのとか議論をした結果、こういう特別委員会ができてきたわけなので、新聞報道されたということについて市長がどう感じたかということをお聞かせ願いたいと思えます。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどのご答弁でも回答申し上げましたとおり、塩竈市として発注した責任という

のが当然あると私は認識をいたしております。発注者責任の所在であります、先ほど来申し上げましておりますとおり、公金が適正に執行されたかどうかということでもあります。そのことについては先ほど来ご報告させていただいておりますとおり、契約の相手方についてはああいった混乱の中で今までご協力をいただいております2つの団体が1つになって復興支援、特に3月から4月、5月という時期にかけましては本当に市民の方々が大変な状況であったわけでありまして。そういった方々が一刻も早く支援の手が差し伸べられるようにという思いで取り組んだということについてはご説明をさせていただきました。

しかる後に、そういった公金が適正に執行されたかどうかということについては先ほど来ご説明させていただいておりますとおりであります。例えば、瓦れきあるいは危険建物の解体、運搬あるいはその他の業務について今般改めて資料を添付させていただき、どのような形で公金の執行が適切であったかどうかということを経政として確認をさせていただいたということについてご報告を申し上げさせていただきます。ただ、新聞等でも取り上げられましたとおり途中の段階で、例えば協議会の継続等について会長からの申し出がありまして、平成24年度も引き続きという経過をたどったときに、その中身として総会の議決が必要であったということの確認を怠ったということについては、行政としても責任がありましたということをご報告を申し上げます。ただ、その後にさまざまな取り組み、例えば協議会が開催されたあるいは引き続き業務を遂行いただいたということでは、この契約は有効であったのではないかという判断をさせていただいておりますということについてはご報告を申し上げたところでございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

3月11日2時45分、あの大変な大震災の発生、あのときから我々議員ももちろん市長さん先頭に一生懸命災害の復旧・復興にご尽力されたというのは市民、そして住民みんな認めているところだと思っています。あの当時思い出せば、我々議会も議会として何ができるのか、何をすべきかということで当時の議長さんに早目に議会、議員さんを招集して何ができるのか何をすべきか議論しましょうやという話をした思いがあります。そんな中、開いていただいた全員協議会なるもの、あと臨時議会等も開催してもらった中で復旧復興について予算が大きくつくのでその処理の仕方、ちゃんと大事にしてくださいよ、管理監督ちゃんとしてくださいよと、議会があるたびに、臨時議会があるたびに、協議会があるたびに、我々議会は

そういうのを質疑というか質問しながらただしてきた思いであります。当局からは大丈夫です、そういう問題はありません、昨年9月の議会決算委員会でもいろんなこういううわさがありますよ、警察問題もありますよ、こういう内部問題もあるのでどうですか、いや、そういうことを聞いていません、承知していません、そういう答弁でずっと我々は安心してきたわけです。

しかしながら午前中に鎌田委員が言ったとおり11月の産業建設協議会のあの委員の1人の発言で私はええっと、今テレビであまちゃんやっていて、じえじえじえってこうびっくりするけれども、それ以上に私は議員として非常に驚きました。それで当局の対応をただしたのもありました。しかしながら、いろんなやりとりがあって今回も資料要求の中で出ないので経過対応、市のとった対応ということで資料の28ページに平成23年7月から25年3月までの成り行きが書いてあります。それで、このページでいうと平成24年3月に協議会に対し平成23年の金属スクラップの排出量の報告を求めているとなっているんですが、それでこれでいうと今までで平成24年3月まで報告を求めていなかったのかなという心配もするわけです。それで来て、今回のこういう資料の中でほとんど以前からのもの全部になっているように拝見しますと、何かちょっと違うんじゃないのかなという思いがしました。3月に報告を求めている、平成24年6月には金属スクラップの処分経費の精算について協議会と協議と書いてあるんですが、何を協議したのか一切わかりません。

そんな中で、平成24年11月に産業建設常任委員協議会において金属スクラップの自社処分が問題提起されたと、こういうふうになってくるわけですね。そして、これを受けて協議会へ確認したところ、一会員が自社処分をしていたとの報告を受ける。ここが私は問題だと思うんです。当局として協議会に報告を確認して1社だけなのか、午前中の鎌田委員のやりとりでは調査に行ったと言っていたんでないかなと思うんですが、報告を受けたと。行ったのか報告を求めたのでは全然違うんじゃないかなという思いがするんですが、どうなのかなと思うんです。

いろんな新聞報道されて、うちらほうの会派に副市長さんが来ていろいろ説明したときもやりとりした思いがあります。そんな中で本当に何が事実で何が違うのか一切わからない、不透明、新聞報道が先行してあたかも疑惑のあるような報道がいっぱいされています。ですから、あのときも私たちは出せる情報は全部出してくださいと、個人情報保護条例で出せませんだのなんだのってなかなか情報出ません。だったらうわさだけで質疑応答していいんですかっ

てまで私は言ったと思うんです。それはやはり議会人としてうわさで質疑するという、そんな失礼なことできないので情報をちゃんと出してくださいというずっと言っていたんですが、新聞報道によって、そして議会からも要請があったのでと小出しにしてくる。それがちょっとこういう特別委員会を設置する事態になったんでないかなと思うんです。

ですから、私は本当に残念だと思います。我々議会、そして議員は何も犯人捜しをしようとしているんでないんです。税金が正しく使われて、そのことによって市民が本当にああよかったなと言えるような塩竈市であれば何ら問題ないと思うんですよ。それが、何か情報の出し方のおくれというか、そういうのでうわさとか混乱が生じているんでないか、私はそれを言いたいんです。

そして心配するのは、国の会計検査院の立ち入り調査とか、そういうのがあった場合、もしいろんな情報でだめだとなったら不適切と認定された場合、その何十億円というお金、国に返還するんでしょう。そしたら、塩竈市なんかもう破綻ですよ。そういうふうにならないために我々はちゃんと正しく税金が使われているか、そういうものを知りたいし、そういうふうになってほしいから質問しているんで、今までの経緯を見ますとなかなか情報が出してただけじゃない。

そして、こんなことを言っちゃ失礼なんですけれども、協会の問題ですから関知しません。関知しないって、そういう認識でおられたんでは私は税金が本当に正しく使われたのか、協議会との契約ですと言われてもそのもととなるデータというのは個々の企業からの積み上げだと思っんです。と思っんですが、私のそういった認識でいいのか、それとも、いや、協議会と契約しているから協議会との契約でそれが正しく執行されているからそれだけですかというのか、その辺の確認をお願いします。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 菊地委員の質問にお答えします。

まず、有価物の件でございます。今28ページでご質問されましたけれども、我々今お示したとおり資料28ページにこれまでの経過について時系列的に話し申し上げております。特に平成25年1月31日に開催いたしました建設常任委員協議会におきまして各企業の方々の家屋解体におけるスクラップの発生量ですか、そういうものについてつぶさに報告しながら、そのうち1社については自社処分ということで報告させていただいたところであります。

また、平成24年12月となっておりますが、12月5日に私、その自社処分をされている企業の

ところに訪問をいたしまして、実は私のところに市役所からおいでいただきたいということでお願いをしましたが、その企業の責任者のご都合でどうしても市役所になかなか行きかねることがあるということで、私がお邪魔をいたしましてつぶさにそういった自社処分をされた伝票、そして処分した先の伝票とも突き合わせをさせていただきながらそれらの量につきましては協議会にお支払いをいただきたいということで、そういった指導をしてきたところでもあります。したがって、先ほど申しましたとおり平成25年1月31日に開催されました協議会において全て市としての調査報告という部分については我々としては報告済みなのかなと思っておるところでございます。

なお、平成24年のあれにつきましても報告という部分については我々としては常に29ページにそれぞれ月別に報告させていただいております。また、ここで平成23年度の量、3月に報告を求めたということですが、毎月10日までにそれぞれの処理量というのは毎月の処理量は市に報告がありますので、ここで記載しているのは平成23年度の総量について報告を願い求めるということで記載しておりますので、ご理解を求めたいと思います。

また、ほかのスクラップ処理以外の部分での発注についての疑念等発生したんじゃないかと思われているんじゃないかという部分については午前中もご説明申し上げましたけれども、我々は協議会と契約した部分については支払いは協議会にお支払いしています。けれど、全て仕事を全て丸投げしているわけではなくて、1件1件委託あるいは協定を結んだ部分についてはつぶさに進行管理と履行確認をして、そしてその請求が適正かどうかというのを全て判断をさせていただいてお支払いしておりますので、これらについてもしっかりと1円たりとも間違いのないような支出をしておりますので、会計等の心配を委員はされておりますけれども、我々もこういった部分は念頭に置きながらしっかりと出納事務を行っておりますので、しっかりと委員の期待に応えてまいりたいと思いますので、よろしく今後ともご指導お願いいたします。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 説明いただき、ありがとうございます。

心配するが余り質問するんですが、ちょっといろんな問題が起きたときの処理の仕方、スピードが非常に遅いと思いますよ。それでたしか、11月の産業建設常任委員協議会のときもそのてんまつを議会に報告しますと、あれは協議会の報告であって全議員に報告なかったんでないかな。資料を出したからそれで終わりと、それで認めてください、今のような話なんか、

私はうちらほうの会派で勉強したときにそういう質問をしたらやっとうこういう事情で、しかしながらうちらほうの会派から出ている2名の委員はいやと、ただ資料を出されただけでそんなてんまつなんか報告されていないと言うし。だから、そういうふうになってきての新聞報道だのなるとええっと、おかしいんじゃないのという疑念を持たれたのかなと思っています。

あともう1点は、逆に言いますとその災害復旧連絡協議会解散についてというのでちょっと新聞報道もありました。なぜ解散を認めたのか認めないのかというのは、弁護士さんと相談して云々という説明もいただきましたけれども、まさにあの混乱した大震災の直後ですね、災害復旧連絡協議会さんが市民のために市のために一生懸命やってきたのがなぜこういう時期にこういう解散と至ったのか、それが不思議ですよ。どなたに聞いたって不思議ですよ。何があって解散なのか。その辺、その受け取って、はい、書類は事務的に受け取りました、はいわかりましたで済んだものなのか。いやと、最後まで残っている瓦れきの処理まで全うしてくださいという、そういう働きかけ、話し合いが持たれたのか持たれなかったのか、指導したのかしないのか。書類が来たから、はい受けました、はい、返事しましたというだけなのか。ちょっとその辺わかり易く説明願いたいと思います。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 連絡協議会の解散の通知文、ただ受け取ったのかということでございますが、担当部に提出がありました。それで、私にもその前段協議会を解散したいというお話もされました。私はその際まだまだ平成25年度についても若干の廃棄物の仮置き場のあれが残りますよと、ですから本来協議会の設立趣旨からいえば、それまで終えて解散するのが本当じゃないでしょうかというお話は申し上げました。それでも担当に提出があったということでございますので、我々は本当にまず相談があったときも驚きましたし、提出があったということも本当に驚いております。まず、本当に困惑したところであります。

しかし、規約とかそういった物を見て弁護士等に相談したところ、これは自然解散ですねと、ですからこちらが解散を認めたとかそういった次元ではなくて、規約に基づいて自然消滅、自然解散という位置づけになりますということで弁護士からは見解を示されました。

しかし、我々はほかの方々の不平不満というのを耳にしておりました。したがって、このまま解散して終わりではなくて、やはり説明責任をする必要がありますよと、しっかりと市と契約した部分でお金の、協議会として受けたお金、そういった分の精算等の報告をする

必要がありますよということで我々は文書でもやりましたし、口頭でも説明しているところ
です。それを受けて近々、6月中旬あたりまでには外部監査を含めて報告、外部監査を経て
報告をしたいというのは我々にも情報として入ってきております。以上であります。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は、その前段お話ししましたように何十億円というお金を災害復興協議会に委託
したんですよ。それ何十億円ですよ。何千円でないですよ。何十億円というお金を委託して
おきながら、そういった会もまとめられない協議会に委託するというほうが私は今さらなが
ら地元の仕事をする建設の業界の方だの、そんな感じなんですか。

私はそこに参加して働いて一生懸命あの混乱の時期に何も言わずに働いてくださった方が、
その人たちが何でこの時期にやめなくてだめなのか私は大きな疑念を持っていますよ。それ
を市で解決するしない、私はそれがこの議会、委員会での市民が納得するしないの一番の問
題点だと私はそう思っています。協議会さん、総会も開かない、何もしない、そういうのを
見過ごしてきたって一言で言われますけれども、そういうところにお金をやっけていて適正で
すというあれでしょう。受ける側がそんな曖昧なことをしているのに、適正な処理していま
したって言われたって何を信じて何を理解すればいいんだか、私は理解できません、正直な
ところ。それが公金ですよと言われればなおさらじゃないでしょうか。

ある団体の助成金もらうのに、10万円ももらうのに判こから何から全部書類そろえて何して
そうやってようやく市民の大切な税金の一部分を助成してもらっています。それなのに何十
億円という仕事をやるのに、その受ける側が全然実態がつかめなような、総会も開けない、
そして文書でやってきて弁護士に相談したらそれは自然解散だからと言われても、何か問題
が起きたときのことで解散しているからありませんってそういう流れになるんではちょっと
ええっと、本当に大切な税金がどうなのかなと、そういう心配をするものですから、行政側
としてこの協議会に発注するたびにやはり細心の注意をして、したとは思いますが。向こう
から出されて積み上げてきた何々工事をしました、何しましたという積み上げがあって、支
払ったと確信を私はしているんだけど、ただその前後の協議会のあり方とかそういうの
を聞くとそんな曖昧なところによくお願いしたなど、そっちのほうが心配ですよ。おかしい
など私は思っている議員の1人なんです。

あともう1点。思いやりがある本当にすばらしい塩竈市だと思います。しかしながら、これ
は聞いておきたいんですが、建設、復興協議会というのは地元の企業の育成、そして常日ご

るの災害だの感謝というのは十二分にわかります。しかしながら、あの3月11日の次の日、道路整備に来たのは佐藤工業さんと前田道路さんですよ。すぐやめて帰ったわけじゃないですよ、ある程度やっていました。それが、災害復旧協議会なるものが委託契約したかどうかわかりませんが、その混乱の時期に手伝いに来てくださった企業が一切仕事してない。それがほかの会員になっていない仙台だの大阪だのから来ているという、その辺がやはり違うんでないかなと思いがちありますので、私の表の見方がわからないかどうかわかりませんが、説明してください。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、災害復旧連絡協議会と本市の契約の履行についてご質問いただきました。本当に、発注された仕事がしっかりと行われたのかという意味でのご心配であったかと思いますが、そのことについては先ほど来ご報告をさせていただいておりますとおり、履行確認についてはしっかりと我々もやってきたと自負をいたしております。

我々も、今副市長から話をしましたが、今中倉に残量約6,000立方メートルぐらいの処分すべきものが残っているということでもあります。私からも、できればこの部分もしっかりと処理されてから解散ということでもよろしいのではないのでしょうかということをお申し上げました。復旧連絡協議会としては、一応3月いっぱい業務を終了させていただきたいというお話でありました。この辺についてすれ違いになったということについては先ほど副市長がご答弁申し上げたとおりでございます。

2つ目の瓦れき処分であります。3月11日の大震災、津波発災以来、まちの中の至るところに瓦れきが散乱をいたしておりました。私は復旧連絡協議会はもちろんですが、その他の業者の方々にもぜひ片づける手があったら塩竈市内のそういった瓦れきの後片づけに参加をいただきたいという要請はいろんなところにいたしました。その要請にお答えいただいた企業もありましたし、もう東北の被災各地に支援を出しているのでできないという回答をいただいた方々もございました。

そういった中で例えば本市でありますと、後ほど詳しくご説明させていただけるかと思いますが、国道45号等については道路の経験の豊かな、今委員からもお話が出ましたような会社をお願いをさせていただきました。また、復旧連絡協議会には県道市道といったものを中心にとということで、混乱の中ではありましたが、大きくそのようなことを整理をさせていただきました。したがって、仕事をお願いした民間業者に対しましても資料の中に入れてお

りますとおりに委託契約を締結させていただき、所要額をお支払いをしているという状況でございますので、果たして塩竈市が払ったものが全額充当できたかどうかということについては我々は処理した量に基づいてお支払いをさせていただいておりますので、もしかしたらそれ以外の仕事も協議会の方々も初めいろいろなことをやっていただいておりますので、満額でお応えしたかどうかは別にいたしましてそのような形でお支払いをさせていただいているところであります。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 時間がありませんので、その解散についてですが、例えばこの資料の49ページ下段、構成会員の理解を求められるような適切な対応をお願いいたしますと、市からの組織解散についてのお願い文です。これは何を意味するのか。それだけお聞かせください。資料49ページの一番下の。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 こちらは先ほど副市長からも答弁申し上げましたとおりに、今回は内部監査、外部監査等踏まえて構成員の方々にその塩竈市の交付金の流れ等についてつぶさにご紹介、ご報告くださいということを含めまして解散に当たってはやむを得ず解散される場合であってもそういった適切な対応をしてくださいという趣旨で書かれたと認識しております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 では、私から質問させていただきます。

まず初めに、平成25年5月1日市議会全員協議会資料及び5月2日記者発表なされた資料は同じもので公文書ですか。

○鎌田副委員長 どなたか答弁を。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 お答えいたします。

5月1日の協議会資料、こちらは当然公文書でございます。そして記者発表に用いましたものも基本的には同じものと認識しておりますし、行政としてお出ししておりますので、公文書ということの理解で差し支えないかと思っております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 きょう、追加資料が出てまいりました。これも塩竈市災害復旧連絡協議会の支出一覧表であります。そうすると、この5月1日の資料はどういう視点観点で提出され、きょうはどういう視点観点から提出されたのか、お伺いいたします。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 5月1日の市議会全員協議会の資料につきましては、新聞等の報道が震災の災害廃棄物の処理ということでございましたので、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費国庫補助金の対象になる事業として出した経費についての一覧表ということでお示しをさせていただきます。

そして、きょう追加でお出しさせていただきましたものは、今回資料要求の際、私どもの認識の相違点があったのかもしれませんが、当初は災害廃棄物処理に係るもののみということで認識しておったわけですけれども、よくよく文書を精査させていただきますと災害復旧連絡協議会として支出したものであろうということで不足の分がございましたので、その不足を埋めるような形で本日先ほどその2を出させていただいたということでございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 では、何ゆえ記者発表なされたのかということであります。瓦れき処理が問題で、市の公金の支出額が問題であったのか、それとも災害復旧協議会なるものの内紛が問題であったのか、その趣旨によって公文書の取り扱いの趣旨が違ってくるんでないかと思っております。その辺1点説明願います。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 5月1日に全員協議会を開催させていただきましたので、その翌日の記者発表ということでございますので、基本的には全員協議会でお示した内容についてご報告するべきだということで開催されたと認識しております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 塩竈市ともあろう行政府が、公文書を追加で発行するということが是なのかということを知りたいであります。塩竈市という地方自治体がある問題が新聞社とテレビ等で追及されて記者発表したときに、趣旨の問題なのか、全てこれで終わりですという形でその記者発表を開いたのではないかと思いますので、市長、一言答弁をお願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 委員の質問にお答えさせていただきます。

昨年の決算特別委員会、9月でありました。東日本大震災の災害復旧連絡協議会関係の契約の案件について提出をしていただきたいというご要望がありましたときに、きょうお出ししました委員会資料その2の内容も踏まえまして提出をさせていただきました。その後、さま

ざまな新聞報道等で災害廃棄物関係の委託受託の契約についてこのような問題があるのではないかという議論がされたところでもあります。したがって、全員協議会の際にもそういった趣旨を踏まえまして資料調整して出ささせていただいたところでもありますし、記者会見につきましても協議会で提出させていただきました資料をもとに私が記者会見をさせていただきました。以上でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。発言の声ですが、余り高過ぎるのでもう少しトーンを下げてください。

○田中委員 はい、マイク離して話します。

協議会そのものが内紛を起こしているような問題が発覚したときに、金額云々が違う視点で語られるときには物事の趣旨が変わるような気がしているんです。まずそれは今このようなきょうの委員会にこのような資料を提出されたので、それで私としてはよしとしたいと思いますけれども、市民が見たときに果たしてそれで納得するのだろうかという疑念だけは一言述べておきます。

それで、有価物の確認は建築確認書でできるのか、お答えいただきたいんですけども。

○鎌田副委員長 どなたか発言を、ご回答を。建築確認で有価物の判断ができるのかということですね。内形副市長。

○内形副市長 建築確認にはその建物の構造等が記載されておりますので、その構造から例えば立方メートル当たり、あるいは平方メートル当たりで換算で一定程度の有価物の量というのは推計できるものと我々は解釈しております。以上であります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それならば、解体を何件されて何件の建築確認書が今塩竈市にあるのかお聞きしたいんですけども。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 改築、建物の解体の件数につきましては、建物については1,232件、平成23年、24年度で解体をさせていただいております。それにつきましては、市委任分あるいは市民の分ということでございますけれども、今ご質問いただいた建築確認書ということが何件あるかということは、済みません、今手元には資料がございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 この一連の資料の中に、有価物の問題が発生しておるんですよ。その中で、もし建築確認書で類推できるのであればそれで精査すればいいのかなと感じたんです。民民でなされた、官官でと言われるとわかりませんが、私の手元にも業者の方々がそういう資料で設計書を書き、見積もりをつめて認められて公金額から減額されている資料があります。ということは建築確認書の現有、ある建物の解体の場合はそれで類推できるのかなと。

有価物の台貫をはからなかったという答弁を一度聞いております。塩竈市に台貫があるかないかの話は中倉に行けば台貫があると。台貫を通すことは可能だった役所であります。面倒くさかったか何かはわかりませんが、そういう答えは多分できないはずで。有価物というものを確実に処理していくものであるならば、それが公務員たる者の善管注意義務に当たるものを私は認識しております。そういう仕組みでいいのかということをもっと聞いてみたいと思います。

それとそういう資料で物を判断する力がこの役所はあるはずなのです。それがなぜ台貫を通さなければわからないとか、そういう話に変わっていったのか、最初のころは建築確認書でそういう作業をなされたに聞いておるんですけども、どのようにしてそれが変化したのかお答えいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 田中委員から確認をさせていただきたいと思います。

まず、我々は家屋解体をするに当たりましては1件1件調査をしてどういったボリュームなのかあるいは構造等の確認をしております。したがって、そこから前段申し上げましたとおりスクラップ、いわゆる有価物の発生量の推測はしておりますということであり、まずは。

台貫につきましては確かに中倉でございます。それは有価物については越の浦一次処分仮置き場に搬入しましたので、そこでは台貫はないものですので、搬入記録、それは4トン車なのか10トン車なのか、それを1件1件全て記録をして、例えばこの現場についてどこどこ企業については何台運んできたというのはそれは全部記録させていただいております。それで例えばこの間4トン車が10台運んできましたら40トン搬入という形で処理させていただいておりますし、その現場でどのくらい発生量の推計がどのくらいあるかというので突き合わせをいたしまして相当な開きがある場合については、これについては我々その企業に対しまして聞き取り調査をさせていただいたということでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 1つだけ聞きたいんです。私、大学、一応機械科なんですよ。そうすると、鉄の比重が幾つなのか、お答えいただきたい。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 鉄は7.85と7.8あるいは7.9程度と認識しています。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、1立方メートル鉄で固まっていたら7.8となる、7.8トンある。鉄の塊1立方メートルの高さのますの中に鉄があったら7.8トン。4トン車に1立方メートル積んだってかさかさなんです。はっきり言うと。それが鉄の比重なんです。そうして、もう一つ申し上げれば過積載の問題があるから、業者の人はきちんと対応すれば4トン以内で運んでくるでしょう。そこら辺まで考えていられたのかということ置ききしたいんです。鉄物なんです。水ではないんです。その重さの中でどのようなものを精査しどのようなものやっっていくかということが大事なんだと思っております。1件1件が間違っていたとかではないと思います。

この役所も最初は建築確認書から設計を落として計算を落として支給して支払いしたというのを聞いております。それが、なぜ途中から変わってきたのか。それが大事なんです。それさえしていれば瓦れきの集合体の管理費も要らないし、瓦れきの問題でとやかく言われる筋はひとつもなかったはずなんです。そういうことが大事だと思うんです。瓦れきを集めれば集めて管理し仕分けしてどこどこに持っていかなくない、業者が勝手に売っ払ってしまえば積算から外して単価何ぼって契約して見ていけばそれで済んだ話なんです。どうしてそういう仕事をなさらなかったのか疑問なんです。これだけの行政府としての塩竈市がなぜそういうことができななかったのか、それが知りたい。お答えをお願いします。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 お答えします。

塩竈市が特別なやり方ではございません。他の自治体でもやはり一次仮置き場におきまして、スクラップ業者と混合スクラップとして単価幾らで処分しているということで、それは塩竈市が特別なやり方でスクラップを処分したあるいは収集したという形ではなくて、これは緊急事態の混乱の中でのやり方では、我々は他の自治体と同様のやり方をやらせていただいたということでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 最初に設計確認書から控除するやり方を導入しているんです。それが塩竈方式であればそれが一番よかったですと私は思っています。もうこの質問はいいです。今答えられた問題ですから。あと時間がなくなりますから、わかりましたから。そういうこともできたということだけ頭に入れておいてください。よろしくをお願いします。

次に、復興調査特別委員会資料、番号がないものですから、31ページ。平成23年度の歳入歳出事項別明細書と災害廃棄物処理業務一般との突き合わせ表なんです。もう1つ見ていただきたいのが5月1日の全員協議会の資料なんです。まず、31ページ右側の災害廃棄物運搬業務委託料の委託業務工事量の32番と33番を見ていただきたいんです。それがこの突き合わせ表には載っております。じゃあ、こちらの災害廃棄物処理業務一覧には今の32、33は一次仮置き場管理業務に載っておるんですけれども、どのような観点からこのような処理をなされたのか教えていただきたいんですけれども。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 まず、全員協議会の一覧資料におきましては災害廃棄物の今回この問題ということで、災害廃棄物の処理事業を業務の内容ごとに理解していただくということで、予算決算上の科目設定とは別にわかり易く仕訳しようとして作成したものでございます。例えば、決算書では委託費が13節、工事請負費は15節ということで、ここで明確に分かれておりますけれども、今述べた理由から業務や場所ごとに仕訳をさせていただいたものでございます。先ほど言ったものも中倉に5月1日の全協資料では入れさせていただいております。配慮が足りない面もあったかと思いますが、31ページの資料にありますとおり、金額は一致しておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 金額の一致は当たり前の話なんです。はっきり言いますけれども、役所なんですから。私が言いたいのは、勘定科目がどうして変わっていくのかということなんです。監査委員、一言コメントあれば。

○鎌田副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 この場合の資料の目的に応じた区分けをしながら資料をつくったんだろうと私は今見ておるところですけれども、以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 私が言いたいのは、一次仮置場管理業務なるものが管理業務委託料に入っていないことなんです。運搬名義とか処理量とかいう話じゃなくて、これは施設管理等業務委託料に当たるものではないのかという疑念があるから聞いているんですよ。お答えいただきたいんですけども。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 予算の支出に当たりまして、31ページでいいますと支出済額というところをごらんいただきまして上から支出管理費等業務委託料、草刈り作業委託料、測量設計委託料ということで、それぞれ事業の性格ごとに区分けがされて、それに基づいてこの中から支出をするということでございます。なので、委員のおっしゃるとおり一次仮置き場の管理業務につきましては我々こちらで見るとこの一番上の施設管理費等業務委託料かその下の災害廃棄物処理業務委託料、どちらかにきちんと確かに1つにして分類させて支出命令とか支払いを行うべきだったのかなと思いますけれども、その辺ご理解いただきたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 結局、きちんと仕事をするということはきちんと科目設定をしていくということだと思うんです。認識のあやふやな中でそういうことができるのかということを知りたいわけですよ。

今この中で一次仮置場管理業務というものが事実であるならば決算書と不都合が発生するわけですよ。だから聞いているんですよ。そして、あなた方環境課がその仕訳をなさったわけですよ。我々議員がしたわけではないんですよ。あなたたちが議員の資料として全員協議会に提出したんですよ。それをもっと確実に聞きたいわけですよ。自分たちが整理した資料が後日また違う科目になるのかということが当たり前にあるのかということを知りたいんです。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 この歳出の支出科目につきましては、いわゆる款項目節ということで地方自治法の施行令等で定められておりまして、そういった13節というところから支出することにつきましてはこれは当然これを超えてやることは会計処理上できませんので、その辺は当然そういった中できちっと守ってさせていただいております。

ただ、今回私ども本当に他意はもちろんなく、見易く整理をするということで5月1日の協議会の資料は整理させていただいたわけですけども、それが結果として後ほど出した資料

と合わなくなったことによってかえって混乱させたということであればその辺は配慮が足りなかったと思っております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 説明するのに、決算書等確認しないで資料出すこともまた問題なんです。申し上げますと。そしたら、出す時点で気づくはずなんです。だから、最初にこの文書が公文書かということをお伺いしているわけです。公文書に対する配慮が足りないのかと思っただけです、私は。いいですか。議会に出す資料です。議会というのは二元代表制の一方を有するものですよ。そのものに提出する資料が不具合がありあるいは科目が違ってよろしいのですか。財政課長。お答え願います。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 お答え申し上げます。

31ページのこの資料、これは今産業環境部長からもお話がありましたように完全に予算科目に沿った形でという掲載の仕方だと思います。さらに、備考欄の13節の支出済額、これはいわゆる節のさらにその下の細節の名称を使う、つまりここで大きなタイトルがあってその中にぶら下がる事業名が右側のナンバーの内訳になっているということからすれば当然ながら各資料はこの決算書に基づきました予算科目できちんと整理すべきと考えられます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 今最後に財政課長が言ったように予算科目で資料提出、常識だと思います。じゃあ、なぜ総務部長、そういう資料ができなかったのかお答え願います。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 先ほど担当課長からもご説明申し上げましたが、あくまでも決算処理上は決算書に基づいた数値の内容で取りまとめたものを議会に提出していると。ただ、説明に当たりましてわかり易いような形での事業名の区分の仕方があって、全員協議会ではそういう資料の提出の仕方をした。ただ、そこで説明が正しくというかきちんと行われなかったために今田中委員がおっしゃるような形での係数的な混乱が生じているものと考えているところでございます。こちら辺につきましては、今後資料提出に当たりましては今ご指摘のあった点を十分踏まえて整理してまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 よろしくお願ひします。今後このようなことがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、きょう提出された追加資料の1ページ目の2段目ですね。東北地方太平洋地震に伴う道路復旧工事その1、これはどこでその工事はいつ契約されたのかお聞きたいんですけれども。

○鎌田副委員長 田中委員に申し上げます。この資料でしょうか。（「これです」の声あり）今出したんですか。結構です。（「はい」の声あり）私のところには出ていなかったものだから、あの時点では。鈴木建設部長。

○鈴木建設部長 お答えします。

平成23年度東北地方太平洋地震に伴う道路応急復旧その1工事の箇所ですけれども、藤倉地区、野田地区、貞山通3丁目、中の島地区の破損した道路の応急復旧工事です。

契約日。オーケーですか。契約日は平成23年4月4日です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そこで先ほど聞きたかったことが最後にここだけあるんです。土木工事に対する基本協定書がなかったように見えるんです。それと契約日がいつなのかということが、契約日があるのであれば、それ以前に確定した書類があるのかどうか、お答え願ひたいんですけれども。

○鎌田副委員長 どなたか、ご回答はありませんか。鈴木建設部長。

○鈴木建設部長 お答えします。

土木工事に関する基本的な協定、今なかったという問いだと思いますけれども、大きく言ひまして、今回の大規模大震災に伴う応急対応ということで応急対応業務に関する協定書、以前締結した平成20年2月に締結しています個々のそれぞれの協議会、その協議会は一緒になりましたけれども、その協議会の応援の要請という項目第1条に基づきましてこちらからお願ひしまして、これも協議会と随意契約ですけれども、それで早急な対応をしたということです。よろしくお願ひします。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 今の土木部長の意見だったら基本協定書なくとも、その契約随契で全部できるんじゃないでしょうか。お答えお願ひします。ねえ、いけるでしょう、今ので。

○鎌田副委員長 では、鈴木建設部長。

○鈴木建設部長 もともと取り交わした平成20年2月19日の大規模災害時における応急対策業務に関する協定書、この協定書に基づいて緊急対応ということで協議会と随契いたしました。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それがあるならば、ほかの業務もその派生しているから確定書の契約なくてもよろしいんじゃないですか。なぜ一々とられたんでしょうか。お答えをお願いしたいんですけども。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今回個別に協定書を結ばせていただきましたのは一次仮置き場の管理ですか、あるいは建物家屋解体ということでございまして、これらの工事につきましては埋め立て処分処理する総体の全量がどのくらい出るか当時わからなかった。解体も同様でございましたので、個別に単価契約的な単価を定めて、それで個々の工事があるいは委託の中身が発生したときに、それで定めた協定に基づいて単価をそれに乗じたような形でお支払いする、それ以外の中身につきましてはなかったということでご理解いただけるのかなと思います。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そういうことが疑念に分かれてくるわけですよ。多分、市長が大変な作業だったものですから、市長の特権でやっとなんと、あと事後報告さえきちっとしておけば対応できたんじゃないかと私は類推したわけですよ。そういうことをきちんと話されればよかったんじゃないかと思います。

ただ、最後に1点だけ。ちょっと時間を超えるかも。

資料別冊5です。31ページ。ここに変更負担行為書というのがあります。変更負担行為額というのが1億8,027万4,500円。ここに予算減額が64億円書いてあって、変更後が2億6,174万4,000円というものがあるんですけども、この契約書の市長と副市長の決算印がないのが原契約があるからいいという話で内規上大丈夫だという話は聞いています。ただし、市民感情として2億6,000万円ぐらいの契約になるものを市長の判こがないものが市民感情として通るのか、市長一言お願いしたいと思います。

○鎌田副委員長 資料5、31ページだそうです。市長、副市長の判がないので通るのかという。

ほかの方ですか。では、内形副市長。

○内形副市長 お答え申し上げます。

午前の質疑でも決裁区分につきましては担当部長からご説明申し上げておりますけれども、本件につきましても契約負担行為書につきましては500万円以上については担当部長決裁ということになってございますので、原契約につきましてはもちろんこれくらいの額になりますと市長決裁ということでございますので、よろしくご理解お願いいたします。以上です。

○鎌田副委員長 では、次の方に移りたいと思います。浅野委員。

○浅野委員 それでは、私からも質問させていただきます。

うちの会派は今回追加資料の請求はいたしませんでしたので、これまでさまざまな協議会にまた委員会に提出された資料に基づいて若干質問させていただきます。

まず第一にですが、今回協議会との協定が3月いっぱいということで解散されました。先ほど、市長のご答弁にありましたようにまだ中倉処分場には6,200立方メートルという仕分けをしていない瓦れきが残っております。ただし、以前このような塩竈市災害廃棄物処理計画という、平成24年10月に出されている資料によりますと県と市の間で取り交わした部分でもっと以前に、平成24年8月に仙台市宮城野区港1丁目に宮城県が設置した二次仮置き場に焼却施設320トンが完成し、一次仮置き場から可燃物の搬出が始まるとともに再資源物は業者へ、不燃物は埋立処分場へと搬出が行われ、平成25年7月末に処理の完了を目指しますと、このような計画書になっております。

3月以降、その処分が一切されていなくて、一部仕分けしたものは搬出されているようですが、その6,200立方メートルの残っているものについては今後市がどのような計画を立てているのか、まずこれからのことについてお聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

委員ご心配のとおり、本当に未処理瓦れき、この間の全員協議会の現場視察でもご説明申し上げたとおり、あのような形で残っているところでございます。ただ、全体の処理量からすると約2%ということで、ほぼ全体の量からするとかなり進捗しているわけですが、県のほうで、先ほど委員からお話がありましたとおり災害廃棄物の計画、この4月に見直しを行いまして平成25年度内に宮城県においても県内の災害廃棄物を全部処理を終了させるということであっております。仙台港にある県の二次仮置き場、そちらに中倉の未処理瓦れきでこれから選別したものを混合物あるいは木くず等燃えるようなものを含めて二次仮置き場に持っていくような搬出する作業がございます。先ほど申し上げたとおり、来年3月ま

では当然県の二次仮置き場は全て処理を終了して更地にして、民間から借りているということですので、お返すということになっております。

そういった撤去とかも含めまして、そういう準備期間を含めるとほぼ年内に、遅くとも年内に持ち込まなければならないような状況にもなっているところがございます。

なお、宮城県とも、宮城県が委託しております宮城東北JVという二次仮置き場を共同企業体でやっておりますけれども、そちらとはそういった焼却スケジュール等を見ながらこれからの協議会が3月で解散してしまいましたので、その協議会にかわる受皿を早急に見つけて処理を再開していきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

本当に今、これまで平成23年度の発災以降さまざまご協力いただいた協議会が突如解散されてしまって、全体から見れば2%という数字でございますが、確かに私たちもこの間の全員協議会で見てまいりましたが、やはりまだうずたかく山のように6,200立方メートル、これはまだ何の仕分けもしていない、これから本当にいろいろ手作業で仕分けしなければならないという部分で、果たして今6月に入りましたので7月の末までこれが完全に仕分けして搬出できるのかと、搬出できる段階まで持っていけるのかとなりますと本当に時間がないのではないかと考えております。ここの部分で今回特別委員会の中ではこれまでの協定書のことについて、またさまざまな流下物についてということで検討、また確認しておりますけれども、今目の前にある残滓をどのようにしたらいいかということ、それこそ市民が一番待ち望んでいる早急の問題ではないかと思っておりますので、このことについて今さまざまな検討をなさっているというお話でございましたけれども、そういった意味でのスケジュール的なものはお考えなのか実例でいいますか、具体的な案がもしおありでしたらお示しできる限りで結構ですので、お示し願いたいと思っております。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 具体的な案というか、委託先については全然まだ申し上げられるべきところではございませんけれども、委員ご指摘のとおり、前の災害廃棄物の処理計画の中で確かに7月末までには搬出を終了させて処理するというようになっておりましたけれども、今この時期からすると7月までの全ての分別が終わって二次仮置き場への搬出については、ちょっと難しいところではないのかなと担当課としては思っているところです。

なお、先ほどもお話ししましたとおり、県と県が委託している共同企業体、二次仮置き場を担当しておりますそちらのほうの焼却炉ですけれども、今現在燃やしているのは七ヶ浜の災害廃棄物と塩竈市の災害廃棄物ということで、塩竈市のほうは事実上もうそんなに入っていないような状況の中で、そういう中でほかのまちの調整も含めてうまく塩竈市を集中的に後でできるのかどうかも含めて、そういう調整を近々もって協議していくような予定になっております。以上でございます。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

本当に、こうなりますと、塩竈市だけの問題ではなくて県のご協力、それから他市町村のご協力、また相談という部分で本当にわずか2%かもしれませんが、全体から見たら。でも、その2%が本当に大きく復興の復旧の足どめになってしまったのでは、本当にいよいよ廃棄物の総仕上げの段階に来てこのような状況になってしまうのは大変私自身としても暗たんたる思いですので、ぜひ一日も早くこのことは解決していただきたいと思っております。

先ほどからの、もう1点お聞きしたいことがあるんですが、有価物の件なんですが、これも平成25年1月31日の産業建設常任委員協議会に出された資料なんですが、その10ページに災害廃棄物処理状況についてというところで集積保管という部分が③でございます。資料をお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、お読みしたいと思います。

中段以降ですが、平成23年7月には集積容量が増大したため、協議会への金属スクラップの処理を依頼するとともに一部の解体業者による自社処分を行うことにより越の浦一次仮置き場の機能保全が図られていると。

平成23年7月には集積容量が増大したため私も前に環境課でお聞きしたときに全壊、大規模半壊、半壊の方たちでもう既に企業に、さまざまな業者をお願いして解体をしたところもあれば、これから市が行う解体業の方をお願いしたいという部分で初めは木造建築を予想していたけれども、ここに来てコンクリートとか金属でビルの取り壊しも予想外に進んできたというお話を伺って、木造である処理と、またビルの処理とでは本当にコンクリートから鉄、骨材というんですか、そういった鉄の部分とかというので、容量は莫大な量にふえると予想しておりますけれども、やはりそのような懸念があつて越の浦一次仮置き場では保管容量が大変少ないと、取り壊した部分は越の浦の一次仮置き場に保管するということになっていますが、ちょうど山の登り口のところの狭い範囲のところではあつという間にいっぱいになっ

てしまう。平成23年7月には、平成23年3月に発災してもう3カ月後には集積容量が増大したために協議会に金属スクラップの処理を依頼する。ここで依頼しているわけですね。そして一部を解体業者による自社処分を行うことにより、越の浦一次仮置き場の機能保全が図られていると、ここでは報告なっております。この部分についてご報告というか、どういった状況だったのかお話しいただければと思います。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、浅野委員からご説明がありましたとおり、3月に震災発災しまして私どもとしましては家屋の解体につきましては平成23年5月6日から受け付けを開始しまして、その後市内の解体が一気に進んでまいりました。また、あわせて発災直後から民間同士で個人で解体を依頼を受けて解体されていらっしゃる方などもおまして、越の浦一次仮置き場につきましてそちらの解体から発生した廃棄物はそちらに搬入しておったわけでございますけれども、越の浦一次仮置き場については6月半ばに一応オープンしておりますけれども、その段階でかなりの量が運び込まれてまいりましたし、そのときにもういっぱいになったのかといいますと、それはまだいっぱいにもまだもちろんなっておりませんが、このスピードで搬入がされればたちまちいっぱいになってしまうだろうなというのが見て明らかな状況になっておりましたので、今委員ご指摘があったような形で、その中で金属スクラップについて処分できるものについては処分をしていただくということを協議会にお願いをして、それから逐次搬出して処分した量について記録をして報告するよという事で求めて、そういう形で進めてきたという事でございます。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そうしますと、先ほどさまざま協議会の中での総会等で金属の横流しとかというお話もありましたけれども、これは業者さんが解体した業者が仕分けをして金属を売って、その部分をどのくらいの量でどのくらいの金額になりましたということで市に報告になっていたということで間違いはないでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 ただいま、部長からもお話がありましたけれども、民民による解体によりまして市で最初かかわっていないようなところがございましたので、それで再度市民の方が民民で解体申請してしまった、解体してしまったということで、その申請を受けた際に業者さん

と市で連絡をとって、そのときの見積書の提出等をお願いしております。見積書と精算なんですけれども、その際にスクラップ等も当然解体の中に出てきますのでそれをどういうふう
に処理したのかというところと、その運搬賃、あとはその処分費等がございます。この場合
の処分費につきましては、それぞれそこで業者さんがこちらを通さず処分しておるもので
ございますので、それについては処分した費用を設計費の中から抜いてうちはお支払いしてい
るという状況でございます。以上です。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

確かに、私もさまざまな方からご相談いただいて、業者さんをお願いするとある一定の金額
だと、市は市でこのぐらいの建物の容量であればこの金額の部分ですと、例えば1回業者に
支払った分を領収書を持ってくると市で換算した部分は戻していただくとか払っていた
いただくけれども、確かに足が出る部分はありますと。たしか、時間を優先するのか、お金を優
先するのかというので大分いろいろ当初そういったところで私たちもいろんな相談をいただ
きながら混乱しながら、でも丁寧に市の職員も説明していただいて本当に窓口ではさまざま
な領収書からさまざまな書類が足りないとかこれが必要だということで、長蛇の列になりな
がら相談をやっていたのを今思い出しておりますので、本当にそういったところでまたその
中で金属とかコンクリートとか木材とか寝る間もなく業者の方たちも市の職員の方たちも頑
張っていただいたと、そういう状況の中でいろんな物事が進んでいったのかなと思っており
ます。

今、さまざまな問題が起きておりますが、このように私たちではさまざまな協議会の中で経
過も報告されていて、詳しい1社1社がどういった状態なのかということはこの部分では把
握できませんが、このように協議会と金属スクラップの処理を依頼して、また一部解体業者
による自社処分を行うことにより仮置き場の場が保たれ、そして今まさに先ほどもお話しし
ましたが、もう間もなくフィニッシュだという段階にきて6,200立方メートルというものが手
つかずで残っているという、ここを何とか一日も早く解決していただきたい。

また、このような先ほど田中委員やさまざまな方がおっしゃったように協議会とのこととか、
それからこれまでの段取りとかいろんな問題が今回多発してきたわけでありますので、ぜひ
それに対するマニュアルというのはおかしいですけれども、こういった場合はどうなんだと
いうことをきちっとフロー的なものを今後の対策としてやっていただければ、皆さんがせつ

かくこのまちのためにと思って協力したことがこのような状況になって、今それがとまってしまうというのは大変残念なことであります。もう一度発災のときの私たち全員が何でもいい、何とかしようという、そしてみんなで助け合おうって思っていた、あの1点をもう1回私たちは思い起こしながら、またあれから2年しかたっておりません。まだまだ復旧とか復興の時間はかかると思いますので、ここでぎくしゃくしながら進まなくなったのでは市民が一番苦しむと思いますので、私たちもしっかり取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上で質問を終わります。

○鎌田副委員長 次に移ります。小野絹子委員。

○小野（絹）委員 私からも質問させて、3点ぐらい質問したいと思います。

まず、一次仮置き場の業務委託の関係であります、5月1日に、先ほど伊勢委員からも質問がありましたけれども、一次仮置き場の私の5月1日の全員協議会で主に中心になっているところがどこなのかと聞きましたら、越の浦は千葉鳶が、そして新浜は晃信建設が、中倉はリサイクル会が、浦戸は東華建設と東北重機ということでお答えをいただいたわけですが、それに間違いありませんか。確認しておきます。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 一次仮置き場の現場ごとの中心的な業者ということで、そういった形で認識しておるところであります。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、越の浦の千葉鳶さんが中心になってやったというお話だろうと思うんですが、中心になってやっているのか、それともそこが実際やっているのかというのは大きな違いがあるわけですね。じゃあ、その中心的になっているところについてそういうお話があるというのは、実際に越の浦で千葉鳶さんのほかに下請業者の方とかあるいはほかから入ってきた方がいたのかどうか、それらをお聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 中心となっている業者は先ほど来ご説明申し上げているとおりでございますが、瓦れき仮置き場の現場作業の中でたくさんの作業員が出入りしているということで、同一ではないというところでの認識はしております。けれども、先ほども申し上げたとおり、それで何社いるとか、そういったところまでの細かい把握は残念ながらしていないということで

前からもお話し申し上げております。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 それではお聞きするんですけども、例えばいろいろ業務報告とか月報、日報いろいろ出させておるようではありますが、実際に支払い段階においては塩竈市と塩竈市災害復旧連絡協議会とで、そこにお金を支払うとなっているんだろーとは思いますが、そこからどういうふうに流れているかは実際にはつかんではないんですか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 契約の相手方が災害復旧連絡協議会ということで、その支払いも災害復旧連絡協議会が指定する口座に1本で支払いをしておりますので、今委員がおっしゃったとおりのその後の各会員への流れといいますか、そういったところまでは残念ながらこちらでは把握しておりません。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味では、何ていいますか、一次仮置き場の管理については4つの地域を5業者が大体中心になってやっているということでもありますけれども、その中で実際に支出が、塩竈市災害復旧連絡協議会が契約の相手方で支出もそうっちゃうということで、その先はわからない。要するに、それぞれの4つのところがそれぞれ中心点をはっきりしているけれども、そのほか業者の関係がどうなっているのかがわからない。これは実際塩竈市災害復旧連絡協議会の方に聞かないとわからないということだと思えます。そういう点は1つ残っていますので、後日これは明らかにできるような方法をとっていかなくちやないんじゃないかと思うわけでありませう。

次に、上申書の提出の関係、これは最初に資料のナンバーなしで出ている分の上申書ですと19ページですね。東日本大震災にかかわる災害廃棄物仮置場の管理等に関する協定書、東日本大震災にかかわる建物など解体除去に関する協定書に基づく運用がきわめて不正であるとともに、塩竈市が適正な行政指導、行政処分を行うことを求める上申書というのが出されております。平成24年11月5日に出されたわけではありますが、この上申書を受けて市長はどのように受けとめましたでしょうか。

先ほど、菊池委員から全体的な取り組みについてお話があったと思いますが、私はこの上申書に関してどう受けとめているのか、率直な意見をお聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 同じ資料の22ページ、23ページをお開きいただければと思っておりますが、こちらに塩竈市としてこの塩竈市が適正な行政指導、行政処分を行うことをもとめる上申書についてということで、回答記載をさせていただいております。この中で、私どもからはまずは経緯の根幹として協議会内部の仕事の割り振りの明確化及び会員に対する周知に問題があったのではないかと、この上申書の中身を踏まえましてですね、という文言を記載をさせていただいております。したがって、今後こういったことについて適正に対応いただければという思いでこのような回答をしたためたと記憶をいたしているところであります。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 上申書というのは、非常に重いものだと思うんです。行政にいろいろかかわりのある方々がいろいろ指導していただきたいというのがあって出すものだろうと思うんです。ですから、上申書が出た時点で今まで内部の問題でないと言われていた問題が、この時点で内部の問題ではなくなっているわけです。ですから、こういう特別委員会が開かれるという状態になるわけですよ。

そこで、やはりこの捉え方なんですけれども、なぜこういう問題が出てこの上申書に至ったのかという点を上申書の内容を見ながら見てみますと、やはり市長が先ほど言いましたように、その前に、市長は回答書を書くに当たってどういう調査をなされたんですか。それを最初にお聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 どのような調査ということでありましたら、この上申書を出された以外の方々にもこのような上申書が出されておりますが、会として少なくとも会が存続しておったわけでありますので、会としてこのことについてどのような対応をなされてきたかということについて経過等については一定程度聞いております。今日までの会の運営についてこのような経緯がありましたということについては、会の方々から一定程度お話をお伺いをいたしました。

そういったことも踏まえながら、やはりこのような上申書が出されるということについて会としてもなお適切な運営を心がけていただきたいと思いますという申し出もさせていただきましたし、回答といたしまして、今後はこういったことにご配慮をいただきたいと思いますというお話もさせていただいたところであります。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 調査特別委員会に資料を提出するに当たってかなりいろいろ提出していただ

きました。特に、5月1日の全員協議会には市が直接、これは解体の部分ですが、家屋の解体、ブロック解体関係でありますけれども、市が直接施行する分、要するに市が直接塩竈市災害復旧連絡協議会に委託する分として30億880万円ほどあります。その金額がどういうふう
にそれぞれのところに行っているかということについても、既にその時点で資料が出されているわけです。そして今回またグラフ化していただきました。それがこの最初に出された番号のない資料33ページです。危険建物解体業務委託、市委託という形で出されております。何と驚くことに、これは既に出ている資料ですからここで読み上げたいと思いますけれども、千葉篤さんが何と6億5,606万円です。先ほど、私が言いましたように市が発注する分が30億8,872万円です。この分の21%も占めるという状況です。

それだけでありません。それぞれ、2番目の方、3番目の方というようにそれぞれやはり仕事量を、仕事をとっている部分というのはかなりの差があるわけですね。多くとっているところ、それから少ないところ。ですから、そういうことを見ただけでもこういう上申書が出てくるというのは見えるわけです。そういった点で市長はこれをどう受けとめておりますか。単に内部で、塩竈市は災害復旧連絡協議会に委託をしているんだから、そこで契約したものなのであとは中のことなんだと、中でやった結果こういう結果が出たんだと、その結果が上申書に反映されてきたわけですね。それをどう受けとめているかお答えください。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 結果として、33ページの受注実績になったということについてはご報告のとおりであります。ただ、この中身をどう分析していくかということについてはかなり難しい問題があるかと思っております。

例えば、ここまで積み上がってきたという1つの要因として当初は認められておりませんでしたビルの解体工事等が相当数入ってきたということは、先ほど来ご議論いただいております。一般住家の解体のみならずその後国からビルの解体工事等についても認められたという経過がございます。そういったものをこの協議会内部としてどのように処理されたかということについては、私どももそこまで協議会に内容を説明するという機会は改めて設けておりませんので、今ご質問いただいたことに対してはこのような方々がこの金額を受注されたと受けとめさせていただければと思います。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 確かに技術力とか、そういうこともあろうかと思えます。しかし、余りにも

ひど過ぎるという実態ですね、このグラフを見てください。これだけでもそうです。そういう点でこれだけじゃなくて先ほど私、第一次仮置き場の件でお聞きしました。仮に、越の浦の仮置き場のところが千葉鳶さんだけでなくほかのところもやっているかもしれないですけども、中心的にやっているのがそうだとということになったら、そこで6億円です。合わせると12億円のお金が、今回の仕事でやってもらっている、反対に言えば。けども、12億円の仕事をとれたという、また違う意味でいえば大変な状況なんですね。そういう意味ではやはり今の上申書をどういう、単なる内部の問題じゃなくてこれで徹底的に、やはり上申書について真摯に受けとめて、そしてこれは内部の問題だけじゃなくて市としてきちんと対応しなくちゃならないということを私はきちんとやるべきだと思うんですが、市長の考えはどうですか。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど、ほかの職員からも答弁をいたしておりますとおり、協議会が解散をするに当たりましてあくまでも我々としては契約をいたしました公費が目的に合ったように適切に執行されたかということには我々厳重に審査をしなければならないということで申し上げさせていただいていると思っております。

今、協議会の内部でも決算に向けて外部監査等も導入してさまざまな取り組みをされているということは聞いております。ただ、その中の係数の中で、まだそろわないものがあるというお話も聞いております。そういったものが全てそろいましたら、当然のことではありますが、本市に対して説明の機会を設けますということを言われておりますので、内容等については詳細を確認してまいりたいと考えております。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 使い方が、疑義のある使い方とか、そういうのはしていないだろうとは思いますが。ただ、そういう意味ではこの発注の仕方、あるいは仕事の分け方、そういうところにやはり大きな問題があったということは指摘せざるを得ない。指摘だけでなくそれは大きな問題だと思うわけです。

そこで、塩竈市の災害連絡協議会があの大震災で本当に果たした役割というのは私たちは十分見ています。大体私も市役所に2日目にやっと来れたという状態ですから、それくらいやはり大変な事態だったんです。それでやはり、そういう状況の中で塩竈市連絡協議会がつけられてそしてやられたというのはそれなりに大きな役割を果たしています。しかし、残念な

がらそのお金が塩竈市の災害関係の処理、155億円くらいのお金のうち78億円は先ほどありました宮城県に委託している部分です、第二次処理として。塩竈市でやる部分は77億円ですね。先ほど言われた6,200トンの処理も含めた処理代7,100万円も含めて77億円からの事業をやっているわけですよ。そのうち、塩竈市災害復旧連絡会が55億円からの仕事をしているんです。その55億円の仕事の中で、実際には77億円の70%以上を超えているわけですね。ですから、これは本当にスピーディーに仕事をやってもらうというのと同時に、やはり市民間でそういう仕事をやっている人たちの中でそういう不公平さとかそういうことがないような状態というのをどうしてもつくらなければなりません。そういう点ではこの問題について特に連絡協議会の規約について提出していただきました。市は、規約についていつごろ提言を入れていきますか。

○鎌田副委員長 どなたか、回答をお願いします。千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 午前中にお答えさせていただきましたが、早期の段階、建設部が道路の瓦れき担当の窓口でございましたので、規約につきましては先ほど資料でお出ししていますように連絡協議会の設置ということでこれと一緒にいただいたように記憶しています。はっきりした時期についてはあれでございますが、以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 設置と一緒にということで設置の申請が3月12日ということですが、口頭でやったということで副市長からお話があったと思います。実際には、書類を交わしたのはあの忙しいなかだからいつになっているかわからないというのがあったらと思うんです。それでも口頭で受けたのが12日なので、そうだと理解をしているというところですが、先ほど田中委員からも質問がありましたけれども、要するに何かというところの中ではまず1つは塩竈市と塩竈市災害復旧連絡協議会が実際には協定を結んでいない。先ほど、佐藤総務部長から前段平成20年2月9日の緊急災害のそれが適用になっているんだと。だから、その継続と考えた。それはそれでいいかもしれません。

だけれども、そこできちんとしていないためにじゃあ今回土木関係でわざわざ文書、協定を結ばなくても入札できるんでないかというお話がありましたけれども、それがまず今度の資料にもあると思うんですけれども、5月1日の資料この中に（「全員協議会ですね」の声あり）全員協議会の資料の中で高橋議員が質問しました。そういう中でいろいろ契約日がずっと出されていますね。塩竈市災害廃棄物運搬業務のかかわりで、平成23年の早いので4月

7日からというの、3月31日もありますか。そういうのはありますけれども、いずれにしてもやはりきちんと協定を結んでおいたらさらによかったのかなとは思いますが、それでもできるものだと判断されたということですからそれはそれとして、私がここで言いたいのは戻りますが、規約に基づいた取り組みですね。

この規約の3ページ（「資料はこれですか」の声あり）資料は番号なしです。3ページに規約が載っています。

先ほど、契約を更新する問題と廃止する問題、解散する問題について当局からお話がありました。解散するには期日が過ぎていてそれを受けざるを得ないということで認めたということですね。ところがもう一方では、ごみの山になっているわけですから、続けてやってほしいというのは当然だと思います。しかし、それでもこの塩竈市連絡協議会の規約の有効期間の中には第11条に塩竈市災害復旧連絡協議会は平成24年3月31日までとすると、まだ継続する場合は定例会において決定すると明記しているんですね。ですから、そういう意味では定例会を開いてこなかったということが今の大きな問題にもなっているわけですね。

市は資料の何番、1番か、いろいろ資料請求しまして連絡協議会との協定で別冊1でいろいろ出しています。この中では有効期限を1回切りました。切れる直前にもう1回手続、役員の人たちからいいと言われたということで継続しました。3回目は何かというと、今度変更手続をしました。そういうやり方なんですね。

いずれにしてもその会の中が何ていいますか、民主的に公平にやられてきていないと、そういう意味では11条が無視されているという点について、これは市では重大な責任があると思うんです。規約をもらっているんですから、その規約に照らしてどうなんですかということをして市長は5月1日にも答弁されていましたが、今回も確認を怠ったということは認めています。しかし、怠ったというだけで済むような問題ではないのではないかということが、事実そう思うんです。それがどんなに大きな問題になっているかと、それは仕事はしてもらわなくてなんないんですよ。だからきちんとそれを役員会とか、そういうことだけじゃなくて定例会、総会をきちんと開いてこういうことをお願いしたいということを言えば全体的にそれはまとまるというのはあると思うんです。そういう点で、その辺については今までの私が取り上げた問題を含めてやはり先ほどの上申書の話でないですけども、そこにもありますようにやはり市長の今回の問題の受けとめ方が何ていうか、内部の問題にということでは今でも変わらないのではないか、それともその辺はどう変わっているのか、市民に対し

て説明していただければと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、小野委員からご質問をいただきました。災害復旧連絡協議会の規約第11条の問題についてのご質問であったかと思いますが、このことについては全員協議会でも先ほどの菊地委員からのご質問でもこの市が確認を怠ったということについては大変申しわけなかったということで陳謝をさせていただいております。

ただし、我々は当然あの混乱のさなかあれだけの事務量がある中でじゃあ解散するのかということをはっきり申し上げれば想定になかったということでもあります。引き続き、繰越業務、さまざまな業務を抱えておられる中で我々としては一時も早くそういった不安解消の為の努力を引き続き行っていただきたいという思いでありました。ただ、手続が十分でなかったということについてはおわびを申し上げているつもりであります。

また、解散のことについても先ほど来副市長からる申し上げさせていただいております。決して、我々、解散していいですよというスタンスではなかったと、ぜひ残された仕事をしっかりと処理されて、それから解散すべきではないですかということとは再三再四申し上げたということをご説明をさせていただいております。残念ながら、やはり解散ということしかないという話でありましたので、それでは手続上、先ほど申し上げましたようにこの有効期限が平成25年3月31日までということでありましたので、期限切れという形で取り扱わせていただいたということについてもご説明をさせていただいているかと思っております。ぜひ、ご理解をお願い申し上げます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 何度も同じような質問が繰り返されて、何度も同じような回答をいただいていると思います。ですから、そこは重々答弁されている内容は了解、わかっております。しかし、問題はそうはいっても先ほど浅野委員からも質問がありました。6,200トンのあの瓦れきどうするのと。これは塩竈市では2月議会で3月8日に7,100万円の予算をつけているわけですよ。議会で可決されているわけですよ。ですから、そういうのがわかっている、それで解散を認めざるを得ないとなったということは重大なことだと思うんです。それにかわる取り組みを一刻も早く考えて対応しなければならないと私も考えております。そういう点では、ぜひそういう姿勢を求めておきたいと思います。時間ですね。（「はい」の声あり）終わります。

○鎌田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後 2時47分 休憩

午後 3時05分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には資料名、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 それでは、資料請求に基づきましてご質問をさせていただきます。前段多くの委員の皆様からさまざまな角度からご質問がございました。重なる点も多々あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、私の会派では協定書の件につきまして資料請求をいたしました。この協定書は今回の大震災のさまざまな作業あるいは復旧・復興のもとになるもの、一番基礎になるものとして大変大事なものであるということでさまざまな問題が起きました。その一番のスタート時点ということで、この協定書からひもといてまいりたいと思ったわけでございます。

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書、これは平成20年に塩竈市と塩竈市災害防止協力会、塩竈建設協議会と3つの部門で協定書を取り交わしていたという、大変宮城沖が来る来るという、本当に危機感を持ちまして市でも市民の安全安心のためにこういった協定書を交わしていたということが私たちもわかりました。それで、この中に災害時文書をもって要請することが困難なときは電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとするという応急時の混乱の中でも事業が速やかにあるいは応急対策ができるようにという一文が書いてあります。第2条第3号その他市が必要と認める緊急応急作業ということで、これもまた事後処理の対応について入っているようでございます。そしてこのたび、平成23年度3.11の東日本大震災におきまして早速この協定書を基礎にしまして災害復旧連絡協議会が設置されたわけでございます。

普通ですと、この災害復旧協議会、2つの組織が1つにまとまって市と一体となって窓口を一本化して簡素化して迅速に災害復旧するためにこういったものを設置したということが述べられております。これは私たちも理解できるところでございます。その中で、規約というものが出てまいりました。これは大規模災害時における応急対策業務に関する協定書に基づ

いた一連の協定がなされていると、その中で多くの取り交わしが協定書として出てまいりました。瓦れきの処理あるいは解体、そして復旧に関する協定書がたくさんまとめて市で取り交わしているようでございます。

こうしたこと、一連の流れの中で私たちがやはりまず第一に、市のほうで市民のもとの生活に戻れるような、そういった復旧ということを重視したということは非常に理解できました。私は被災建物等解体業務委託を災害復旧連絡協議会と契約した根拠というのは何なのかなど何に基づいたのかということも最初思いましたけれども、これで十分に一応は理解できました。

ただ、この流れの中で問題視されてきたのが本土の業務と浦戸の業務ですね。この業務が業者と直接、本土は契約をした。しかし、離島の業務は災害復旧連絡協議会一本で契約をしている、その分けた理由という、先ほど少しご返答はいただいたんですが、いま一度この辺が一番の疑問点になったわけですので、ぜひひとつもう一度説明をお願いいたします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

浦戸地区についてなぜ災害復旧連絡協議会一本になっているのかということのお尋ねだと思います。先ほども部長からも説明がありましたけれども、浦戸地区については建物解体の前に瓦れきの業務委託というものがございました。それを災害復旧連絡協議会にお願いをして処理をしているという状況がございます。そういった中で、協議会との協議によりまして、建物解体についてもあちらに入っている業者等がそれぞれもう行っているので災害復旧連絡協議会に一本で契約したほうがいいのではないかという協議に基づいて、建物解体もあわせて災害復旧連絡協議会に契約を結んだという経緯になっております。以上でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 承知しました。

あの混乱の中ですので、一刻も早い復旧ということで尽力されたということは理解できるんですが、なかなか業者の皆さんの間でさまざまな機材の問題、さまざまな人手、燃料等の問題、さまざまなことでいろんな場面で難しい部分があったかと思っておりますけれども、真摯にそれに応えていただければということを感じております。

また、市といたしましてはいかに災害復旧交付金、さまざまな公金が正しく使われ正しく処理されているかということが私たちの一番見なければならぬところだろうと思ひまして、

支出負担行為書とかこういった業務の資料をお願いしたわけですが、まず予算を執行する支出負担行為書、決裁の専決規準、これ先ほど質問された方もいらっしやいまして課長、部長、市長の区別ですね、支払い金額のどのような多寡によるものかということであったわけですが、これは業務の種類というものは入るものではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今、阿部委員がおっしゃるように業務の種類によって決裁の権限が違ってまいります。今回、先ほどご説明申し上げましたのは委託料あるいは工事請負費、これにあつては金額が1つは500万円、これ以下は課長でありますけれども、2,000万円までは部長、2,000万円から5,000万円が副市長、そして5,000万円を超える場合、これは市長の決裁となっております。その内容的には、今先ほどもお話ししましたように起工、それから契約の執行、契約の締結、最後に出てきます履行確認、ここまでが決裁区分、今お話ししたとおりになります。

ただし、契約後の、つまり契約金額が決まってそれから起こします支出負担行為、これは金額が決まったということで決裁権限については500万円以上が部長になるという形になります。最後の支払いですが、これは全て履行確認、これは5,000万円を超えれば市長までになりますが、最終的な支払いにあつては課長という状況になっておるとい状況です。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

実は、別冊5なんですけれども、5の資料の皆さん見ていただくとあれなんです、29ページ、8,146万9,500円の支出負担行為書なんです、これは部長の一応印鑑になっております。8,000万円以上なんです。それと、ここに次の31ページになりますけれども、先ほどちらっとお話ししたようなんですけれども、変更負担行為書というのがございました。変更というのはどういう意味を持つのか教えていただきたいと思ひます。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 変更というのは、例えば、当初で一旦工事あるいは委託を契約いたします。ただ、実際に現場に入りましてさまざまな理由が発生します。例えば、地盤が違っていたとか数量が変わっていたとか、そういった特殊事情が発生するというケースの場合は当然ながら業者さんとの合意によって契約を変更するという行為が発生してまいります。そうしますと、当然ながらその金額に応じまして契約の変更の締結は先ほどお話ししました決

裁区分に応じて金額に応じて決済区分が違ってまいります。その後契約が変更されて契約が締結されますと、当然ながら金額が変わりますので、その支出負担行為、支払いの約束となる支出負担行為の変更を行うと。

ただ、この支出負担行為の変更については先ほどご説明申し上げましたとおり、500万円以上にあつては部長決裁どまりという規定で職務権限の中では規定されているという状況にあります。したがって、今回の8,100万円なりあるいは1億8,000万円というのは、これは支出負担行為という中身になりますので、この変更があつた場合でも500万円以上は部長の決裁という形になっているという内容です。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうすると、これは部長決裁でよろしいということなんでしょうか。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今こちらで規定しております職務権限規程、この中では支出負担行為は500万円以上は部長と決まっております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ただいまお話をいただきました。なかなか私たちその辺わからないんですが、実は変更だけじゃなくて同じく79ページ、ここに変更ではないと思うんですが、これ1億の数字が出ていますが、これは変更の部分なんでしょうか。それと、81ページに5億1,690万円というのが出ていますが、この辺教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 資料79ページの支出負担行為1億194万4,500円につきましては別冊1に各種協定書がございますけれども、そちらの中の80ページからの部分で浦戸地区の仮置場の管理協定というものを80ページのところで平成23年6月13日、一番最初に結ばせていただいた折に、これからかかるであろう一次仮置き場の処理費用として当面必要だと思われる金額という部分でこの1億194万4,000円ということ協定書で結ばせていただいた折に支出負担行為ということで支出の部分について発行させていただいた伝票でございますので、500万円以上ということで部長決裁ということで行わせていただいているものでございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。

何か大変まだちょっとわかりづらいところがあるんですが、総じて私たちが一般的に考えた

場合に部長決裁でこれだけのお金が出るのかということの意味がわからないんですが、業務担当が前段の浦戸地区解体委託についてというところでも大変大きな金額とか何かもやはりある程度部長課長の決裁ということでやられていますけれども、業務が担当部長の範疇で処理されていたと受け取っていいのかどうか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 先ほどから申し上げてございますように、あくまでも決裁については本市で定めてございます職務権限に関する規程に基づいて定めているものでございます。500万円を超えるものについては部長、500万円以下については課長という規定に基づいて決裁を行っている。

ただ、今回の災害を踏まえまして、果たしてこの額が適切なものかどうかということにつきましては改めて検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。県内各市におきましても、例えば5,000万円以上については市長まで決裁規程を改めているとかいろいろございます。権限につきましては平成元年ぐらいに見直しをしてそのままになっているという状況もございますので、今回の大震災等ありましてこのような巨額な支出負担行為の額になっているような状況も踏まえまして、今後ひとつ検討課題とさせていただきたいと考えているところでございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

なかなかこれまでにないような出来事ということで、事務方あるいは現場のほうでもいろいろな大変な思いがあったように思います。

業務の全般、こういったたくさん業務ですけれども、市長は業務の全般をどのように把握していらっしゃるのか、もしここでお話しできればよろしく願いいたします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 例えばであります、今回の震災廃棄物処理については計画書という形でまとめさせていただいております。基本的なルールをどうさせていただくのか、あるいはこの地域で発生する震災廃棄物の量がどれくらいになるのかといったことにつきまして、計画書を策定し、議員の皆様方にもお配りをさせていただいているところであります。私も基本的に例えば震災瓦れきについてはこういった形、あるいは建設部におきましては下水道であり、道路であり、あるいは都市計画であり、定住促進でありという形でさまざまな災害が発生いたし

ておりますので、そういった形を総括する形でまたまとめていただいております。

震災復興推進局では主に復興交付金事業を中心とした震災の復興・復旧計画というものを取りまとめをさせていただいておりますが、それらについては協議会に提出をさせていただきながら我々としては全体的な進行管理がしっかり行われているのかということと、それから全体の事業予算が大体どの程度の規模になるのか。今本当の概略で申し上げれば1,000億円を超えるような復旧・復興予算があるわけでありますので、こういったものがどういった年度にどの程度進行できるかということについては、今後もつぶさに市民の皆様方並びに議会にしっかりと説明責任を果たさせていただくということが市長の役割だと考えているところでございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

本当に、この震災には皆さんが一生懸命、そしてまた協議会の皆さん、市民の災害復旧連絡協議会の皆さんも本当に当初から一生懸命やってくださって塩竈市がいち早く復旧が進んだと言われたことも本当に多くの方々のお力添えがあつてのこととでございます。今回のこういったことがあるということも非常に心を痛めておりますけれども、まだ6,200トンという瓦れきが残っているということも示されました。

ぜひ、私は最後をお願いしたいのはこれまでの経過を踏みながらこの6,200トンの瓦れきの処理といったものを、どうぞ事業をなさっている皆さんにそれなりに配分をしていただいております。そしてまた、これからの課題といたしましてやはり災害時のさまざまな視点を踏まえたルールづくり、ひとつの仕事の配分あるいは進め方、さまざまなルールが必要ではないかということが大きな課題になっているかと思っておりますので、ぜひその辺、今後の課題として受けとめていただければとお願い申し上げます。以上でございます。失礼いたします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今いただきました点につきましては、残された廃棄物の処理も速やかにやるように進めてまいりますし、また本当にまたあす災害が起こらないとも限りませんので、それに向けて今回事務的な部分で反省する部分もございましたので、そういったところは十分準備をしていきたいと思っております。

なお、先ほど私、答弁が不足しておったんですけれども、支出負担行為につきまして浦戸の

協定書そのものについては市長の決裁をいただいております、それに基づく伝票の支出負担行為ということで、部長決裁をいただいたということでございますので、なお補足させていただきます。ありがとうございました。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 志子田です。私も何点か質問させていただきます。大体皆さん出そろったとは思いますが。

6月10日の資料2ページの件について連絡協議会の設置。高橋委員も聞かれましたし、鎌田委員も聞かれたんですが、私もあえてこの設置についてというこの文書についてお尋ねします。

こういう文書というか契約書、契約書というんでない、覚書というんでしょうか。こういうもの全般的に見せていただいたんですけれども、一つ不思議に思ったのは、日付のところを手書きになっているなど。平成23年までは文字を打ち込んだんですけれども、この2ページでいうと3月というところと12日というところが空欄になっておりましてなぜあえて手書きにしないといけなかったのか、その辺のところ不思議に思いました。このほかにも後で聞きますけれども。

先ほど、鎌田委員からこの3月12日ということでは、この日付は3.11の次の日でございます、停電していてこういう作業なんかできないはずなのにあえてなぜ設置についてというこの文書が3月12日付で出たのかということは後からの、そのときに話があったからだということでございますけれども、そういうものについての文書として3月12日という日付でよろしいものかどうか、その辺のところ1点目、確認したいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほど、副市長から答弁させていただきましたとおり、そういった設置等についてのやりとりということは口頭でこの時点ではさせていただいておったということでございます、その後まさに3月11日当日あるいは翌日から瓦れきの撤去等について活動していただいておりますという現実がございましたので、そういった現実で作業が例えば1週間1カ月された後に逆に日付をその後の日付にするということもこれはまたおかしいということなので、やはり先ほどの基本的な協定書に基づくとおり、口頭で指示を申し上げた後、文書で速やかに指示をさせていただくということからいきますと、こういった形の日付の処理のほうが書類の作成上はかえっていいんじゃないかということでこういった形にさせてい

ただいているという状況でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 その理由はその理由で、言うときはそう言えばいいし、しかし3月12日という日付になっているからその説明はまず一つは要りますよね。

それから、なぜワープロで打たなかったの、手書きで書いたのという説明はまだ聞いていないんですけども、その辺のところは、こういう契約関係、特に公文書でも市のやつとか、これは向こうから出されたやつだからそうかもしれませんが、市で該当したもので別なことで聞きます。

契約、別冊1というので質問します。別冊1の最初にいろいろ基本協定とか関係の協定書が一覧表になっているところがございますね。締結年月日というのが皆やはり手書きなんですよ。なぜ手書きにしなきゃなかったのか。その辺のところを不思議に思いましたので、そしたら手書きをされたのは担当の課長だったのかあるいは相手方の協議会の事務局の人が手書きのところの数字を入れたのか。誰がこの覚書とか協定書とか、そういうものを契約書類をどちらの誰が作成してどこで協定を結んで市長の判こを押したのかと、そしてその日付も先ほどの話でいうとそのときに話が決まっていたらその日付でいいんだと、こういう認識でいいのか。やはりこういう覚書とか協定書というのは公文書の中でも割り印まで振って出す大事な公文書ですから、日付がもし違うということでしたらこれはうまくないんでないかと思えますけれども、その辺確認するためにそうですね、全般的にここの一覧表に載っている全体的な協定書は全部環境課でおつくりになったのか。その辺のところからお知らせ願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

協定書の作成そのものについては、先ほど来決裁関係の話もありましたけれども、協定書の締結伺ということで市長決裁を取りまして、それで総務で市長印を押して業者さんと、復旧連絡協議会と私どもで一部ずついただくということになっておりますけれども、決裁日によって月日を入れ込んでいるものと空欄にして決裁日をもってそこで日にちを入れるということで手書きになっているものということでこれはさまざまあるかと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 今、文書をつくったのに総務という話も出てきました。それでは具体的に聞きますけれども、この表でいうと5ページの東日本大震災に係る廃棄物協定書、平成24年3月28日というところで7ページ見ると平成24年3月28日と、28日のところだけ、そこだけボールペンで書いたような字になっていますよね。そうするとこの場合の協定書は誰がおつくりになってどこで協定書で、いつ塩竈市長と連絡協議会の会長さんの判こをどこで押したということになりますか。

○志賀委員長 佐藤市民総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 一般的に決裁、文書作成しまして決裁日をもちましてその日をもちまして契約成立になりますので、決裁もらった文書を、その日を日付入れたものを総務課では判こを押す、市長印を押すということになっております。

契約に際しましては、口頭であっても契約は成立するというのでございますので、副市長答弁しましたとおり12日に口頭でこういう業務ということであればそれにさかのぼって契約、文書として作成するということもあるかとは思いますが。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、この7ページの分については総務で3月28日と書き込んだと、こう理解してよろしいのでしょうか。そうすると、総務課長さんですか、総務部長さんなんですか、28という数字を書かれた方は。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 一般的には課長がそこに、課長部長が日にちを書き入れるということはございませんので、担当課で決裁日、決裁の印を押すことになっておりますので、市長なら市長決裁ということで例えば市長のほうでこの日で決裁しましたということで決裁印を押すようになっておりますので、その決裁日の印を確認しましてうちの担当なりあとは担当課で日にちを入れてそれで市長印を押すという流れになります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 だから、この書類にだけ聞くよ。平成24年3月28日だから、そんなに忘れるような古い書類じゃないから聞きますよ。この28という数字はどちらのどなた様が記入したんですかということだけ聞いているんですけれども、うんと簡単なことだと思うんですけれども、誰が書いたかわからないのでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 申しわけないんですけども、誰が書いたかというところまでは、済みません、私はわかりかねまして先ほどお話ししたように担当課なりうちの担当者がそこで書き入れるというのが決裁日をもって書き入れるというのが通常でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、誰が書いたかここにいる方でない可能性もあるので、誰かとわかりましたら後で教えていただきたいと思います。ここにいる方だったら、ああそれ事情を知っていますから私ですと言えるんでしょうけれども。

なぜ聞いたかという、この日は平成24年3月28日は別冊1の前のところを開いてもらうと一覧表、6件まとめて全部この日に期日が迫ったので6つとも全部この日に集中してこの協定書が発行されているんですよね。それで、まとめて同じ人が3月28日という数字を書き入れたようにも思えるので、そこで聞いていたんですけども、そうすると担当課長、そこはこちらにもし議場におられる方でしたら思い出すでしょうから、というのは3月28日というのはその日臨時議会の日だったんですよね。だから、たしか夜7時ころまでさんざん補正予算、平成23年度と平成24年度のダブルの補正予算やったから大変だったと記憶しております。そういう日にこういう契約事項をするとすると午前中に誰か特定の1名の方がこの28という数字をお書きになっているはずですから、思い出すんじゃないかなと思って聞いているんですけども、どうなんでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 先ほどからお答え申し上げますけれども、なかなか課長レベルで書き入れるということはなかなかないのかなと、決裁起案した方がこの日の起案ですということで書き入れて持ってくるのが通常だと思います。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ということですから、皆さん、思い出してきたころかもしれませんが、それで同じくこの別冊1の26ページを見てもらうとわかるんです。これも平成24年3月28日となっております。これの一番上のところの第7条のところ。この協定の有効期間は平成24年4月1日から平成24年12月31日までですというところの平成から日にちまでの、この文字の間隔と上から7行目の平成24年3月28日と手書きしたところのフォント文字というんですか、それが同じ1枚の協定書なのにわざわざ大きさを変えている。3月28日の28というところの数字が狭いところにぎりぎり書かれているから、何でこういう難しい書類をつくったのか不思議

に思っているんです。こういうところからしっかり説明しないと疑いを持たれたままになっているから、これまでいろいろ今回の特別委員会も疑いを全部晴らすということで、何かあるからやっているということじゃなくて、そう疑われないように説明するための私は委員会だと思っていますので、その辺のところ、何でそうなったのか、わざわざフォントの文字を変えて打つということはこの上の6行目と下の7行目以下がそもそも同じ文書でなかった可能性があるかと勘ぐればそこまで言われた場合に証明がつかないので、これたしか、私たちに来ているのはコピーですから原本だけ見せてもらえば間違いなく3月28日でこの協定書は間違いありませんということになるんですけれども、この原本をお見せしてもらうということ、後でできるでしょうか。あるいはどこで保管しているからここに来てくださいと言われてましたら私が代表して見にまいりまして間違いありませんと皆さんに報告もできるので、原本お見せいただけるでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 協定書につきましては環境課できちっと原本を保管してございますので、お見せしたいと思います。

今、委員がおっしゃったのは3月28日の28のところのスペースが狭いということでしょうか。ですから、先ほどもお話ししたんですけれども、決裁を受けるに当たって決裁月日に基づいてそこに日付を記入するわけですけれども、あらかじめ決裁で日にちがわかるものとわからないものについてはそこで手書きで書くこともありまして、ここににつきましてはたまたまスペースが狭いところに日付を入れたということでご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。

でも、せっかくお仕事されるんですから、大事な協定書ですから、疑われそうにつくり方しないでしっかりやっていただきたいなと思って聞きました。でも、環境課であるということですから後ほどお見せいただきたいと思います。

それから、協議会との協定の件で根本的な話をしたいと思うんですけれども、そもそも市と協議会との協定によって、そういう入札、随契、入札というそのもの自体が法的にできるものかどうか、実際に仕事をしていただいたので、私も協議会の方といっぱいやってもらって塩竈市が早く片づいたから感謝はしております。ただ、もし万が一国から指導があってそういう任意団体とかそういうところともそもそも入札行為ができないとか、あるいはそもそも

できるのか、あるいは協議会の中でも協議会ということで契約はしているけれども、その中でどちらの実際の業者の方が仕事をやられたか、なかなか金額も不明、すぐには出てこないような状態であって、そういう状態で協議会そのもの自体に契約行為ができるのか。もしできるとしたら随意契約だけれどもどういう随意契約だったらできるのか、本当に大丈夫なのか、これ。ということはその1カ所、協議会に1カ所やるとその中で話し合いで仕事を分担して誰かやってくれるということを決まるという体制になります。ということはちまたでいう官製談合の形態と一緒になっちゃうんですね。大変なことなんですけれども。だから、そういうふうに塩竈市でやった形態は官製談合じゃないかと言われたときにそんなことはございませんと言ってもらわないと困りますから、どういう法的根拠を持ってされたのかということだけ一言お願いします。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 まず、法人格を持たない団体が契約できるかどうかという点でございますけれども、一般的には規約を持っていれば法人格を持っていなくても契約はできるということでは、一般的にはそういう解釈になっていると思われま。

随契に関しましては、私のほうでは何とも答えられませんので。

○志賀委員長 荒井財務課長。

○荒井市民総務部財政課長 今、総務課長からお話しされたのは一般的な契約行為を行う相手というのはいわゆる法人格を有していること、これは普通当然のことだと思います。問題は今回それぞれ法人格をお持ちになっている会社さんが集まったいわゆる任意団体というものに関して、今お話があったように民法上ではいわゆる規約、取り決めがあることあるいは多数決によって物事を決めるということ、そういった決まりを持っている団体、これにあつてはみなしの法人ということがいえるという民法上の解釈もございます。そういった意味では契約行為ができる団体と解することができる。

問題はその次の、随意契約というお話しになろうかと思いますが、当然ながら随意契約ですから、これは地方自治法の施行令に基づいてその理由がきちんと成立しているかどうかというのがポイントになるかと思いますが。今回のケースにあつては、地方自治法施行令いわゆる政令での随契167条の2というところのまず一般的にこれは緊急的な内容である。つまり、災害の瓦れきの処理である。いち早く本市の復旧・復興のためにしなければいけない業務であるという位置づけからこの地方自治法施行令第167条の2の第1項第5号緊急の必要により競

争入札にすることができないときということで、十分に随契の理由が成り立ちます。さらには今回この団体様がいわゆる各指名登録を行っている市内の業者さんであるということから皆さんが集まってつくられた団体、市の災害復旧に関して迅速に行いたいという申し出があった団体でありますから、一方で167条の2の第1項第2号の指名競争入札あるいは競争入札に適さないという2つの大きな法的上の解釈というのが十分成り立つと理解しております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

その辺は解釈力での違いだと思うので、市としてはそういうふうに解釈したということは十分わかりましたので、あとは皆さんでいろいろ考えていただければいいかなと思います。

別なこと聞きます。私も資料、よくしたので、本日6月10日開催の資料の27ページに事故状況ということで、資料を要求させていただきました。ということは、この事故、たしか議会には報告義務がないかもしれませんが、事故がありましたよというのは聞いてなかったような気がしたんですけれども、何か事故起きたみたいだよということを聞いたので、あったのかどうかお尋ねしました。労災関係だということで、その辺のところしっかりやられているかどうか。そのときの状況をわかっている方に、27ページのことについてご説明願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 災害復旧連絡協議会の会員でいろいろな災害瓦れきの業務の中で事故を起こした経過があったかどうかということで、この資料を提出させていただきました。我々で捉えておるのは、この1件ということで、済みません、資料を説明しますと昨年5月12日土曜日午後2時半ころということで、事故の場所は中倉の埋立処分場の仮置き場の作業ということでございました。けがをされた方は災害復旧連絡協議会の会員でありますリサイクル会の会員にもなっておりますクリーン・センター宮城で働いている職員でございました。事故の発生状況といたしまして一次仮置き場で瓦れきを分別するのに振動コンベアというフィンガースクリーンというか、くし型のそういうのを回転しながら細かいもの、大きなものを分別する、そういった重機がありまして、それを目詰まりしたところを取り除こうとして上に上がって目詰まりを取り除いておりました際に、誤っており方が悪くて持ってレーキの柄のところにお尻が刺さってしまったという状況でございました。

処置状況といたしましては、すぐ救急車に搬送させていただきまして手術をすぐ当日行ったと報告を受けております。6月2日に退院して今現在もまだ復帰していなくてリハビリとか体力回復のための運動とかそういうものをおこなっているということでお話をいただいております。

なお、労働基準監督署へは5月16日に書類としての報告をさせていただいております。それを受けまして、6月26日には労働基準監督署からは指導票をいただきましてその指導票に対する是正の報告を8月10日に提出しているということでございます。これはクリーン・センター宮城さんが、それぞれの復旧連絡協議会の会員が労災に加入しているということで、復旧連絡協議会ではなく労災に加入しているクリーン・センターのほうで労働基準監督署に報告をしたということでございます。最後は、基準監督署の指導に基づく是正内容といたしましては作業に使用する器具用具類の始業時点検ということで、先ほど説明うまくできなかったんですけども、レーキの柄が少し折れてとがっていたというところがあります。そのとがったところで目詰まり部分をやったんですけども、それをおりる際に体に刺してしまったということがありますので、そういった壊れた器具類等は始業時に点検して使わないように、そしてすぐ補充できるように予備も用意しておくということでの是正指導内容でございました。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

労災になると、どこの会社の労災を使うかというのが問題になると思ったんです。それで、この方はその職場の労災ということでなったんですけども、そのときはこの会社だけでなく6社全部でやっているからどこの命令系統かということもあるし、たしかこの日は土曜日だから、その会社では休みの日だったんですけども、別の人からの号令が来て仕事に出たという経過らしいですよ。だから、業務命令出した会社のほうが労災の責任を負うのか、今いる会社で労災を負うのかというのが問題になったのではないかと思うんです。その辺のところは労働基準監督署の指導票と言われるけれども、是正報告書って何でこれわざわざ指導票が来て、この職場の是正だけだったんですか。あるいは書かれているこの会社の労働者となっているけれども、違うでしょう、こちらの労働者でしょうという是正監督なかったのかどうかだけ確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 そのような業務とか仕事とか所属が違うとかという是正指導ではなくて、先ほどもお話ししたとおり7番に書いてありますとおり、正しい器具の使用でありますとか始業時の点検でありますとか、現場の管理者を点検責任者をきちっと置いて対応するようにという是正指導をいただいたということでございます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 もう最後の質問になるかと思いますが、資料をあともう1つ、6月10日の鉄くずスクラップ。30ページ、済みません、30ページのところで鉄くずの輸出量ということで、総トン数というか仙台港から出されたのはわかりました。輸出業者名もと言ったら、そういう統計をとっていないので今回の資料には出ませんということでしたけれども、総額で平成23年度、24年度震災の年は少なかったけれども、その次の年は27万トンぐらい出て、約1トン当たり3万円というから80億円ぐらいの鉄くずだけで輸出になったんでないかと思います。それで、そういうものがこの震災のおかげでいっぱい出たと、これは塩竈市のことだけでなくこれだけの量ですから宮城県全体の量だとは思いますが、そうすると、財政課長に聞きたいんですけども、こういう鉄くず輸出、塩竈市からされるのは大変な結構なことですが、そのときに輸出業者には消費税の還付金という制度があつて仕入れ代の5%に当たる分の消費税はその輸出業者に割り戻しする制度というのがあるかどうかだけ、そういうことを財政課長として認識しているかどうかだけお聞きして終わりたいと思います。

○志賀委員長 財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 正直申しますと、そこの認識はございませんというか、私としてはその知識は持っておりません。ただ、消費税ですので、国内取引に係る消費税という扱いですから、輸出にかかった分、相手の取引に係る分は多分非課税になるかと思えます。ただ、今お話があつた5%の還付があるというものについては、大変恐縮ですが、承知してございませんでした。以上です。（「一言だけ、終わったから」の声あり）

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 時間になりましたので、そういうことで消費税にはそういう制度があつて、塩竈市にもそういうことで塩竈市の税収のことでいろいろかわることで財政課長に聞きました。以上で終わります。

○志賀委員長 質問ございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 朝一番みんなが質問すべき共通問題についてお話しいたしました。それで、私は2

回目の質問といたしまして、契約の問題について協定について質問したいと思います。

資料別冊（「何番ですか」の声あり）1ですね。仮置場に関する協定書となっております。（「別冊1」の声あり）済みません、2ページ。（「別冊番号は」の声あり）別冊1の2ページの災害廃棄物仮置場に関する協定の中で、これの何条何条ってずっと書かれています。その中で協定の有効期間というのは平成24年3月31日までという協約内容ですね。そこで、ここに更新の規定というのはこの条文のどこを示すのかお聞きします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 2ページの協定書そのものには更新の規定というのがございませんので、その次の5ページのところから次の協定書というものがございまして、6ページの一番下、7条のところから平成24年4月1日からということとそこが絶え間なくここで継続させているという形の協定をとり行っているところでございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 2ページでは平成24年3月31日までがこの協定ですよと書かれて、今部長からは4月1日から平成24年12月31日までと書かれていますね。これは新たに協定したということであって、私が聞いているのは最初のいわゆる平成23年5月20日の協定書が第1番目だと思うので、ここの中に更新の部分があるのかということを知りたいんです。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 この協定の中には更新の条項ということではありません。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 最初の協定に更新がないにもかかわらず更新しているということがまず一つおかしいということですね。ちょっと考えられないんですね。

あともう1点、次に題のない、ナンバーのない6月10日というこれの3ページ。いいですか。3ページに連絡協議会の規約なんですね。この規約の中には、規約の有効期間というのは平成24年3月31日までなんですね。3月31日までがこの会としての存在の有効期間なんですね。しかし、更新するときには本来はこの会がきちり会として存在しなければならないんじゃないですか。そのためには、会として存在するためにはこの会を今後継続するという、総会定例会で合意して可決しなければ新しい平成24年の仕事というものはあり得ないんじゃないですか。そこら辺どう考えています。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 もともとの協定書では平成24年3月31日までということで大もとの協定書がありまして、協定の11条でしたか、決まっていますけれども、あとは総会が認めればまた延長というつくりにはなっていますけれども、ただし正当な代表者が会が存続している、もちろん会が存続しているというのが前提ですけれども、会が存続していて、その正当な代表者が契約を結ぶということであればその契約自体は有効だったのかなとは思っております。それに基づいて今回の協定書、新たな協定として平成24年3月で一旦終わりましたけれども、新たに結んだということだと解釈しております。以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そういうふうに執行部が認めたとか認めないとかじゃなく、会の規約というのはとにかく単年度なんですね。平成24年3月31日まで。もし、今後それを受託するに当たっては管理に対する受託に当たっては改めて総会で合意しなければ、ここに書かっているじゃないですか。11条継続する場合は定例会において決定する。決定されないで、されないで3役か5役かわからないんだけど契約して更新したということはこの契約そのものが無効というか意味のない、いわゆる法的にこの辺どうなのか、私は法律じゃないからわからないんですけども、ここら辺は非常に重要な問題だと思うんです。巨額の契約をするときに会がきちっと存在をしてそして合意を得て全員で決定して、その後市との更新というものが改めて、契約にもないんですから、改めて契約をしてそして受託するというのが、それが大事だと思います。それが会もない、そして無効な契約だったらここに、私はわからないんだけど、国だってこれ認めるのかどうか非常に私は重要な問題だと思うんですけども、そこについて市長なんかどうですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほども同様な質問であったかと思うんですが、総会の議決がなかったということについては陳謝を申し上げましたが、3月27日か28日付、ちょっと日にちについてはご容赦いただきたいと思いますが、協議会の会長名で引き続き会をとという文書をいただきました。そのとき、私ども総会の議決を経たかどうかということを確認を怠ったことについてはおわびを申し上げるということで陳謝をさせていただきましたが、本市の顧問弁護士等にも相談をいたしましたところ、基本的には会の存続については認められるのではないかという見解をいただいております。このことについては、ですから後からそういうことがわかったということでもありますので、その辺の確認を怠ったということについておわびを申し上げたところ

であります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 市長からそういう、何ていうのかしら、確認を怠って契約してしまったという話がありますけれども、また申しわけないという謝罪もありますけれども、これは我々謝罪されても何ら私に謝罪したって一銭にもなりません。あくまでこれが法的にどうなのかということ私は非常に塩竈市として本当に危惧しなきゃいけないし、弁護士の話も出ましたけれども、私は弁護士さんがきっちり法的にこれはどうこういう意味で大丈夫だという意味の市が取り扱う、関係している弁護士からそういう回答をもらっているならそれはそれとしていいんですけれども、私はここがやはり地方自治の中で、契約の中で今回の問題の大きな問題で当局のずさんさというか、甘さというか、法的な問題が、私は朝のときに言いましたけれども、契約のときに担当課に任せたという、任せているということ。こういうことも何か危機管理がない、そして復興というお金の何ていうか、取り扱いを本当に慎重にしなければいけないというのは私は平成23年だったか、やはりこういうのはお金が国からどんどん入るからそこに浮かれていた場合は大変危険だと、やはり監視をきちんとしないととんでもないことになるよと私は市長にも申し上げたんですけれども、この問題は今後も一つの、市長は申しわけないで済むという話なのか、私はこれは大きなテーマなのかなと思っています。

もう1つ、1回目にお聞きしたんですけれども、市長はいろんな資料を出していただきました。それに対して、市長もこの問題というか報道された問題に対して積極的に説明しようとする姿勢なのかどうか、そこだけまずお聞きします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほども同じことを回答させていただいたかと思いますが、我々は公金が適正に支出をされたかどうかということについては、これは徹底的に追及しなければならないということ再三申し上げております。ただ、志子田委員からも同じ、ちょっとそういうお話をいただきましたが、一方では発注者と受注者という立場があるわけでありまして、受注者に介入するということについては先ほどもお話しいただきましたが、官製談合ではないかと言われる可能性も含む問題であります。これは、皆さんご理解をいただけるかと思いますが、いまして、我々は発注者である立場と、それから受注いただいた方々との立場については一定程度秩序ある対応をしなければならないと思っておりますので、そういったところもご理解をいただければと思います。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 市長からは先ほどもと言う。この問題は、調査なんですから、本当に大事なところは何度も何度も確認する。一人一人議員が確認するというのがある意味では常識かなと私は思っております。

テーマを移させていただきます。先ほどの、市民は新聞報道で情報を得ることができません。それで私も副市長が言われたとおり、何で反論しないのか。何でこういうことを説明しないのかということはずっと思っておりました。しかし、今私が考えるのには反論し説明すればするほど、当局として問題が大きくなるんじゃないかなと。逆に解明でなく何が問題なのかが大きくなるんじゃないかということで、私は本当にマスコミというか市民にわかり易く反論するのかなというのは、実際はそういうこともあったと思うんですけども現実にはできなかったんじゃないかということをおもうんですけども、その点について改めて副市長の、そういう反論に対する、あるいはまた市として報道に対する姿勢というものをお聞きしたいなと思っております。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 報道に対して市の対応ということでございます。

前段、委員よりこの問題に対して解明をする気があるのかどうかということ、お話がありました。我々は我々のやれる範囲内でしっかりとそういった係数的なものはお話し申し上げていますし、それを受けた協議会でどういう最終的な会計処理したかについては我々は知らせる必要がないと言っているわけじゃないんです。常々、構成員の方は知る権利がありますと。こういった方々にしっかりとそれを知らしめるのが執行部のそういうこと、責任ですよとお話し申し上げていますので、我々はそういった部分では原因の部分あるいは結果の究明部分については我々も積極的にやらせていただきます。我々がやれる範囲内でやらせていただきたいと思えます。

また、今回こういう誤解を生じたということに対しまして、我々マスコミ対応については本当に申しわけなかったなど。もうちょっと親切な対応をすればこれほど誤解されるような報道にはならなかったかなということで再度私申しわけないとは思っております。以上であります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 きょう一日、皆さんの質疑あるいはまたいろんな課題が本当に解明されるよりもも

う少し何か、何が解明の鍵があるのかなど。数字的には私は余り問題ないと思うんです。問題は、契約のあり方、そしてまず市長と、市長というのは契約のトップですよ。市長と建設協議会の会長とのこの関係こそが一つの鍵なのかなと思っております。きょうはぜひほかの委員からも今後の参考にしないと、両方の意見を聞かないとわからないのが多々ありますので、委員長にはひとつそのところをお願いし、きょうはこれで私は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 東日本大震災の資料ということで出されたやつですね。ナンバーが振ってない、別冊も振ってない。そのうちの5ページのところで平成23年6月21日付環境課起案文書（抜粋）委託事務に関する資料についてということで、前段の地方自治法ですか、つまり入札工事等の契約議決金額と災害廃棄物の契約方法の法的根拠ということで、資料請求を我がほうもしましたので、その関連でこちらをお聞きしたいと思います。

これはあれですか、日付を見ると担当課で契約する理由ということで、災害廃棄物処理の国庫補助金交付金要綱に基づきその被災家屋解体の撤去業務委託、そして以上のことの点で災害被災危険家屋解体業務委託のうち、民間委託物件に係る契約事務について担当課において契約手続を行いたいという形で平成23年6月21日付でこういった起案文書が出されているということのようです。それで、つまり委託の法的根拠はないけれども、これをもつての委託ないしは随意契約としての進め方ということで、こういったものが根拠になっているかどうか、まず最初にお聞きします。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 この文章は環境課でつくった起案文の文章ということで、ここでいわゆる担当課で契約してさらに特命随意契約、随契を行う理由をここで網羅したという文章かとこちらでは解釈しております。その中で今回、この事業はという文面から始まりまして、膨大な廃棄物処理が生じている、廃棄物が生じているという特別な事情、それから迅速な復興を進めるというのが2つ目、それから2段落目になりますけれども、申請者からの被害状況、業者等の実績把握というのが容易にできる、こういったことがさらに申請から補助金交付までの事業の進行管理が可能であるということの一連の作業、こういったことで環境課ですべきものだという考え方で整理されているということです。

問題は、その法的根拠というお話になると思いますが、やはり先ほども前段でもご説明させ

ていただきましたように地方自治法施行令167条の2、ここでは第1項第5号とあわせて第1項第2号というところでの該当が十分できるという判断から、今回環境課でのほうとそれから災害復旧連絡協議会さんとの随意契約による協定というものの中で随意契約を行っているというものと理解しております。

ただ、このもともとの考え方、今回の随意契約の中身、協定の中身では先ほども産業環境部長からもお話がありましたように、あらかじめ業務内容を決めてさらに契約の金額を決めるというものではなくて、危険建物解体の種類、解体すべきものの内容、単価を設定するという協定を結んだという中身であります。ものによっては当然ながらその数量が大きく変わってきますので、単価契約的なものとしてその協定を結んでいく。そういった意味合いもあって今回も随意契約としてスムーズな契約行為、それから一連の補助金の、補助金といいますが、申請者からの補助金交付までの事業の迅速な進行を行うというための契約を行いたいという趣旨だと理解しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その単価を含めた協定というのは、例えば私たちの捉え方として別冊1で災害復旧連絡協議会との関係でこの2年余りの協定、基本協定書が結ばれたりあるいは瓦れき処分災害廃棄物のこういったものが書かれていますけれども、これとは別だということですか。その辺教えていただければ。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 危険建物解体については大きく2つございます。1つは災害復旧連絡協議会との協定に基づきまして、市民から塩竈市の窓口あるいは環境課の窓口で解体の申請を受けてその建物についての調査を復旧連絡協議会にお願いし、さらにその上でどちらの業者、解体に必要な積算をした上で連絡協議会さんをお願いをして受け持つ業者さんを選定をいただいて、そちらの業者さんをお願いをするという流れの解体がございます。

それともう1つの解体でございますが、こちらは震災直後から既に自力で業者さんを探して解体をお願いしてしまっているケース、あるいはその後そういった制度が認められてから民間の方をお願いをして解体いただいたというケースがございます。今の資料で説明をさせていただきました本編5ページで環境課で特命随契の扱いをさせていただいたのは個人で解体をお願いした契約に係るものでございます。これについては私どもが業者を選ぶというよりは個人個人の市民の方が、この業者さんに既に解体を頼みましたよという形あるいはこれ

から頼みますという形でございますので、私たちが介在するものでもなくて進めておるものでございますので、そちらで解体が終わったものについてどういった数量でどういった金額で解体をしていただいたのかという見積書を出していただいて、その見積書に基づいて私ども設定しております単価の入れかえをして、役所としても数字で契約をさせていただくという一連の作業をこの特命随契ということでもってさせていただいたという内容でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、よく言われる民民というやつですかね。わかりました。

この協定が結ばれて別冊1で日付が6月21日の文書起案となっているんですが、そうしますと例えばこちらの別冊1の協定で見ますと1管理基本協定、これは民民だからどの辺までこれに対応できるのかという私もわかりませんが、例えば1東日本大震災災害復旧管理に関する協定とか8ですね、9、あるいは13、14、16、17、20。20でこの建物ですね、あるいは21、23、この辺から建物になるんですが、ちょうどこの起案文書が6月21日で、建物との関係でいいますと起案文書ができる前の協定書になっているんだよね、例えば20は建物解体、平成23年6月13日。そうするとつまりはこういった協定が先にありき、協定が先にあって民民の建物の危険家屋解体の手続が後になっての関係で事務が進められていると、こんな感じで進んでいるので、その辺は何ていうのか、こういう対応が果たして妥当なのかどうか、協定が先にありその後は、協定が後だね、ごめんなさい。協定が後になっての、前ですね、失礼。前のほうになってその辺のつり合いがとれるのか、整合性がとれるのか、その辺教えていただければと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

先ほど産業環境部長が説明した中で、環境課の委託に関する6月21日の考え方というのは民民の建物解体による取り扱いを決裁をとったものでございまして、今委員がおっしゃったこちらの協定書に基づくものは災害復旧連絡協議会との協定書になっておりますので、これには全く含まれておりません。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、あくまでも環境課との取り扱いということですね。民民の方々がやったものとの関係でね。わかりました。その辺の関係がよくわからないので質疑をいたしました。

た。

それから事務的な関係でよくわからないところがあるので再度確認をさせていただきますが、ページ数でいいますと同じ番号が振ってない資料の31ページのところにそれぞれ平成23年度歳入歳出事項別明細書、そして災害廃棄物処理業務一覧との突き合わせ、突合作業をやったという一覧表が載っておりますが、そこで問題意識というかその辺の関係でいいますと、例えば平成23年度の決算書が持ってきて見ていたんですが、よくわからないのは決算書そのものの関係でいうと平成23年の8番なんですけれども、そうすると例えば災害廃棄物運搬業務というのがありまして、災害廃棄物運搬業務、決算書のところでいうとこの金額でいいますと3億3,000万円ですか、ですよ。3億3,000万円ほどの決算になっている、全員協議会のこちらの資料の関係でいうと。ところが、決算書の関係でいうと3億3,063万円の全協の資料なんだけれども、災害廃棄物業務委託という点で決算書の事項別明細書で見ると2億8,105万4,550円こうなっているんですよ。ほかを比べても構わないんですけれども、例えば危険建物解体業務委託も、5月1日の全協でいうと34億4,734万円何がしと。ここも数字が違って危険建物解体業務委託決算書、平成23年度でいうと34億2,984万5,634円、あるいは施設管理業務委託も一次仮置き場のほう、ここでいうと全員協議会等で示された12億7,991万100円、それがこっちの施設管理では決算書でいうと12億1,716万円。この数字の捉え方、実際に決算書明細を出したので、これは恐らく数字上は精査した上での決算書ですからそういうところでの見方でいいのかなと思うんですが、この辺の違いというのがわかれば、これがないと困るということであるならば後ほど別の委員会でもその辺の整理だけして、なぜ違うのかというのはお尋ねをしたいと思うんです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 あともう一度きちっと調べましてお答えをしたいと思いますが、31ページの右の表で32、33といったものが、その下の27と30といったものが決算書と別なところに入っているということで数字が一致、突合していないところがありますけれども、総体は一致していますので、もう一度整理してお答えしたいと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 総体は合っているけれども突き合わせが、だったらこういうふうにならぬのかと、どなたかも田中さんもおっしゃいましたけれども、私も1件1件ずっと突き合わせして合っているんだと、ただ決算書とよくこっちに落としてみると違うんだなというのがるので、

その辺の出し方の問題をやはり正確にしないといけないんじゃないかというところがまず1点です。

それから、単純に決算書、こちらの平成23年度の事項別明細書で見ますと、例えばその災害廃棄物運搬業務あるいは一次仮置き場業務、危険建物解体業務を合計すると50億5,783万2,834円となるんですが、一方決算書のこちらの関係でいきますと116ページの事項別明細書で例えば施設管理業務委託料12億円、あるいは118ページの災害業務運搬業務委託の2億8,000万円ですか。要するにその辺の災害廃棄物処理業務委託、あるいは危険建物解体業務委託を合計すると49億9,895万7,234円になっちゃうんですが、この数字差が出てくるのはなぜなのかなと、単純な聞き方でその辺の差だけ教えていただいて、この差がなぜ生じたのか私の数字の見方が違うのか、捉え方が曖昧だったのか、その辺教えていただければと思います。決算書なんで、その辺。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 初めに、つくり込みの仕方で、先ほど田中委員からもございましたとおり、決算書に基づく区分けをすればよかったものをわかり易いという思いで別な組み立てをってしまったということにつきましては、わかりづらくしてしまったということでおわび申し上げます。

今ご質問があった点でございますけれども、事項別明細書の平成23年度116ページ、118ページの備考欄に書いてあります区分につきましては、こちらはそもそも4款衛生費のじんかい処理費というものの中に災害廃棄物処理の経費が埋め込まれておりまして、災害廃棄物にかかわらない一般生活ごみの収集業務の委託の金額ですとか、あるいは不燃物の収集業務の委託ですとか、そういったものと混在しておりましたので、そういったものを取り除きますとこちらの31ページの表にございます災害廃棄物処理業務委託料の13節の中身と15節の中身ということで突合するというので、私のほうで間違いなく確認をさせていただいて作成をさせていただいているところでございます。その辺がわかりづらくなっておりましたので、ここは何かの機会でもわかり易く説明できればと思っております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 この辺、少し出し方の関係で、突き合わせしたならそれはそれで一応精査という形で議会側が求めたものですから、改めて決算書との比較でそういったところが見受けられたので、その辺をきょうの議会の中で指摘をしておきたい。今後出す上で、やはり決算書がも

とでしょうから、事項別明細書が一番根拠でしかしこの中に入っている、入っていないものもあるということは少し確認しておきたいと思います。以上で終わります。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 私も資料で気になる点があるものですから、4点ほど質問させていただきます。

別冊5、2ページです。資料の34番浦戸諸島災害廃棄物仮置き場管理業務委託に平成24年4月27日の支払いが4本あるんですよ。何でこのようなことになるのか。

もう1つ。全員協議会資料で台数とか搬入トン数が書いてあって、どうしてそれほど変わらないのに金額が同じであるいは前のと全然そんなに多くないのにどうして1億円何ぼなのか説明をお願いしたい。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 この支払日付が同じだというのは、これも私どもでは翌月10日までは報告をして数字を出していただいて、その上で支出をするということできせていただいております。このあたりはかなり業務が立て込んでいたということで私どもではいち早く出せということでお願いはしておったんですけれども、まとめて請求があったということでこういった日付になっているものと思われれます。そういったあたりは大変、遺憾に思っているところであります。

5月1日の全員協議会資料で越の浦、浦戸の場合ですと、搬入台数なり搬入推計量というものの比較で見ると支払い金額のほうの、支払い金額は比較的同じくらいの1億200万円、300万円ということでありましてけれども、浦戸地区に搬入された台数あるいは搬入されたごみの推計というのはもっと動きがあるということの違いについてというご質問だと思うんですけれども、こちら側の仮置き場の管理業務の委託の支出の中身はそのときに常に堆積されておりますごみを分別をするあるいは破碎をする、それを本土に運ぶ、そういったものに、その業務量に応じてお支払いをしますのです、搬入された量とか搬入された台数とはかならずしも一致しないということがございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 年度末を越えて業者の方々が支払いの請求書を出さないというのは信じられない。

4億の金を1度に払うことが妥当かということはこれからもあると思われるものですから、きちんと精査していただきたいんですよ。請求書が出ないから払わないという、本当にそうなのか。業者が毎月やっている工事量、そういうものを出さないでいることが私には信頼で

きないんです。そんないい加減な業者がいますでしょうか。役所の仕事をして。役所の仕事をして報告書を出さない、請求書を出さないということがあり得るとは考えられないので、きちっと成果を、正確に仕訳して調べてください。

次に、私のほうで資料要求した委託の問題で何もない資料の5ページなんです。そうすると、先ほどからいろんなことをおっしゃるものですから、委託についてきちんとお伺いしたいと思います。私の感じている委託というのは塩竈市の業務そのものが塩竈市役所でできないから業者に委託をするという形で随意契約を行っている考え方だと思っていたんですよ。そこに談合が発生するとか何とかという発想はないんじゃないかと。委託そのものというのは塩竈市役所の仕事だという認識で行われているんでないかと思っているんですけれども、そこら辺の見解をお伺いしたいんですけれども。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 通常、委託ということでありまして今委員さんがおっしゃったように、本市が本来地方公共団体が行うべき業務、これを業者さんをお願いするというケースもあれば、例えば市で能力がなくて物をつくるかそういったものに関しては業者さんをお願いするというケースがあります。今回の業務については本来廃棄物処理というのは市町村の責務というのがありますので、こういった見方をするとその能力を持っている業者さんに今回はお願いした、本来市で行う業務を業者さんをお願いしたという委託行為だと認識しております。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そういう感覚で委託が行われると、先ほど言われる工事業務の官製談合とかとはちょっと異質なんじゃないか。そこら辺の整理をしてこれからも答えが欲しいなと思います。

もう1つ聞きたいんですけれども、民法的にこの協議会が総会を開かれないと私聞き及んでいるんですけれども、民法的に総会が開かれていない会が成立するということが私には理解できないんですけれども、1点お願いしたいんですけれども。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 先ほどから申し上げますけれども、代理権といいますが、正当な代表者が会は存続するという前提で正当な代表者が存続していますということで今回新たな協定を結ばせてもらっておりますので、それ自体は法的には大丈夫だと思っております。なおかつ、新聞報道によればその後総会が開かれているということでございますので、

その総会で何事も問題とされなかったということであればその瑕疵はその時点で補填されているといえますか、瑕疵はその時点で治癒されていると思っております。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 私、継続の話をしているわけじゃないんですけれども。この会が存続するときに総会が開かれていないと聞き及んでいるものですから、それが民法的に会員同士、要するに会員が同意して会が存続するわけです。そのときに会長がいるとかいないじゃないんです。そういうものが行われたとき、その会そのものが存在しているのかという見解を求めているんですよ。私が聞いているのが間違っていたらそれはそれで結構ですけれども、もし総会が開かれていなくてもその会は存続しているのかということを確認していただきたい。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 我々は協定書自体が有効かどうかということで考えさせていただいておりますので、協定自体は有効だと。会が存続しているかしていないかということであればその後の総会で皆さんが出ていらっしゃるわけですから、その中で皆さん会は存続していたということで理解なさっているのではないかと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 それである、その総会がもしなかったら、そこに市長は行って要請されたのかということをお聞きしたかったんです。要するに、これほどの震災があり、これほどの瓦れきの処理する業界を委託するときにその会合なりで市長はお金も不十分かもしれないけれども、会員の人たちに一生懸命やってくださいとお願いをしたのかどうか、1点だけお聞きをしておきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 総会には出席をいたしておりませんが、会の責任者の方に引き続きぜひ引き受けていただけないかという要請はいたしております。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 総会でないというのがちょっと引っかけますけれども、一応それでわかりました。

最後にもう1点だけなんですけれども、スクラップの件ですけれども、資料の中で28ページに書いてあるんですけれども、「何番」の声あり）何もない資料です。何もないというか、何も番号書いてない、28ページ。平成25年1月金属スクラップの精算単価の確定、協議会か

らは処分するように基づき、平成23年度分の精算額を市に納入、自社処分の精算額も協議会を通し、市の納入を確認という文書があるんですけども、災害廃棄物のお聞きしたかったのは国費で解体するときその所有権は誰におありになるのかということです。災害救助法で瓦れきの問題、要するに道路上にあるやつは6カ月たつと市長のものだと聞いているんですけども、今回解体したものは一体誰の所有権なのかお伺いしたい。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 解体は所有者であります市民から解体をしていただきたいという申請を受け付けておりまして、その時点で包括的に解体もし、処分もするという事について塩竈市に帰属をしているものと考えておりまして、一方でスクラップの金属スクラップの受け入れ金額があったものについてはそれを差し引いて国費の補助金を請求するという形で行っておりました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 それならば、平成25年1月ごろにそのような話が出てくること自体がおかしいんじゃないかと思うのでそれを聞いておきたい。それだけです。なぜかという解体は平成23年6月ころから行われている。なぜ、1年半たってからそんな話が出てくるのか経過だけ説明してください。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 これも経過のほうでも28ページに記載させていただいておりますとおり、当初はスクラップの処分の単価についてどうすべきなのかというあたりが不透明、不明確であったので搬出した金額、数量だけを記録しておいてくださいということで記録の提出を求めておったところでございます。その後、他の市町村の状況あるいは環境省等からの仕事をいただきながら単価を決めさせていただいたのが、これはずれ込んでまいりまして平成25年1月にそれを確定させていただいて、これを連絡協議会と協定をし、その後納入をしていただいた。

ただし、この場合は平成25年1月ということで、既に平成23年度を経過してしまっていたということで、本来であれば平成23年度中にその分の収入を差し引いて補助金をもらうというところございましたけれども、そういったあたりについて環境省等上級省と協議をさせていただいて、これはさかのぼって収入するわけにはいかないのので平成24年度分として収入をさせていただいてその後調整するという処理をさせていただいているというところござい

ます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 端的に1点だけお伺いします。

先ほどから皆さん資料を何て呼んだらいいか大変悩んでいらっしゃるようですので、別冊の1から5までありますから、これは多分本編資料というべきなんだと思いますけれども、この本編の資料で先ほどから何度か皆さん質問されていますが、3ページ目の第11条の問題ですね。この問題も、もう何度も同じ回答を受けていますので、あえてまた質問することはいたしません。続いて5月1日の全員協議会資料6ページで会長名で協議会を継続する旨の報告があり、この辺については口頭での契約は成立するという弁護士さんの助言かとも思いますけれども、いろいろあって法的にも協議会は存続していたと認識していたと。会長名で口頭で報告があったんだと。だから継続しているんだと。

それから同じく本編資料48ページ、49ページ、今度は解散についてなんですけれども、本編では上から5行目で塩竈市災害防止協力会会長と塩竈建設協議会会長合意のものと解散いたしたくご報告いたします。継続については定例会で協議しないで会長名での口頭での報告で継続と、法的にも存在していたと弁護士にも相談して確認しているかなという言い方でしたけれども、そして今度の解散についてもこの2つの会の会長2人の合意だけで継続はしてほしいんですけども、自動解散。これも先ほどの市長の回答では市の顧問弁護士さんにもどういうふうに、自動解散かどうかということを確認したという、そういう流れになっているわけで、言ってみれば私はこの間の災害連絡協議会との流れというのはお釈迦様の手のひらの孫悟空的な、この流れで見ますと一部の人の独断専行による手のひらの中で市が踊らされてきて、自動解散まで認めてしまってきた、途中では継続を認めてきた。そのように受け取らざるを得ないと思うんですけれども、その辺については独断専行体制という受けとめ方。

49ページで市長は解散についてのお願いの中で一番最後でこの精算の事務処理を執行されるに当たり、構成会員の理解を深められるよう適切な対応をお願いいたしますと要望はしておりますけれども、余りに独断専行体制の組織に振り回され、その言いなりになってきた結末がここではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来、何度もご答弁をさせていただいておりますが、1点であります。そのしからは平成23年度で解散をしたときに、それは我々は当然引き続きやっていただけだろう

という前提での取り組みでありました。そういった中で協議会の会長名で継続いたしますという文書提出があったということはご説明させていただいているかと思いますが、その際に総会の議を経たかどうかという確認を怠ったということについては先ほど来陳謝をさせていただいているところがありますが、1点、震災に大変難渋されている方々の立場を考えたときに、私はやはり継続することだったんだろうなど。今ですよ、今改めて平成24年3月31日を振り返ってそこで果たしてまた別な選択があったかということを考えますときに、我々の選択というのは大変に厳しい選択しかなかったのかなと考えております。

次の、今回の解散の件であります。これも繰り返し申し上げております。我々は協議会に引き続き残された6,000数百万トンのごみをしっかりと処理されて解散すべきではないですかということを申し上げさせていただきました。しかしながら、我々の要望というものはなかなか受けとめていただけなかったということでありました。そういったことであれば残されたごみ処理については先ほど来いろいろほかの委員の方々からもご心配をいただいておりますが、本市としてしっかりと処理する体制を、早急に構築をしまいたい。そういったことで、市民の方々に安心していただくということが我々の次の選択ではないかなと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 認識の不一致点が多々あるわけですので、今後この問題を引き続き取り上げていきたいと思いますが、今初めてお聞きした、平成24年3月1日に塩竈市災害復旧連絡協議会の会長名で協議会を継続する旨の報告について文書提出をいただいたと、継続するという、それは間違いないですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 説明させていただきます。これは本編6ページをお開きいただきたいのですが、これは業務の打ち合わせ簿になりますけれども、平成24年3月1日付で請負者であります災害復旧連絡協議会の会長の印でもって、引き続き平成24年度も継続されるということが出されている、これをもって市長が今ご答弁申し上げます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 今、重要なことなんですよ。言っているの。市長の答弁と、今部長の答弁ではこの文書によって、ここに書かれているのでということですがけれども、それは文書で提出されたというものではないですね。文書はないんでしょう。質問です。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 打ち合わせ簿というのは、この様式を使って相互にやりとりをしております。この場合、発議者のところにレ点で請負者と書かれておりまして、これが例えば市から発注者側をお願いする場合は発注者側からのレ点でつくってこの文書をつくってお渡しするというやり方をしておりますので、これをもって業者からの文書だということでございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 今市長は会長が継続すると文書で出したと、文書でいただいたと答弁しているんですね。間違っていますか。私が言っているのは。（「会長名がないから」の声あり）いやいや、市長がここで先ほど来2人の方に答弁したと思うんですけれども、要するに11条を何で確認しなかったという問題の中で会長が継続すると文書で出していたと、文書で出していただいたと、それは市長の認識なのか、市長は見てそう言っているのか、いや、市長は知っているんですか、文書、そういう意味で言ったんですか。もう1回答弁してください。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 その文書については、ですから役員の総意という形ではありますが、会長名でそういったものが出されておりますという意味でご説明をさせていただきました。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういうふうに答えていただければ、わかるんですけれども、さっき私が聞いた範囲では会長が継続するということを文書で出したと、出していただいたという趣旨でお話しなさっていましたので、それは重大なことだと思ったわけですよ。といたしますのは、先ほど契約するには、どなたかの質問に規約があればみなし法人と見直して契約ができるんだと、これは非常に重要なことなんですね。規約というのがその団体の規約が重要だと。じゃあ、その規約の11条に何が書いてあるのかと。そこに有効期間の関係があつて期日が明確になって、そして継続するには定例会で決めるとうたっているわけですね。なぜそれができなかったのか。これ、継続されなかったら大変ですよ、本当に。実際にはあの震災の中で。だけど、大事なのはやはり定例会できちんと諮って民主的にみんなの意見を聞いて、そしてぜひ継続をするということを、市長自身だつてきちっとそこは行ってお願いするとか、そうしなくちゃいけないという重要な問題だったと思うんです。それをやはり何ていうか、そのところが気持ちがよく伝わってこないというのがあります。そういう点で私は文書で資料請求するかなと、文書を資料請求するかなと思ったんですけれども、ここに書いてあるよう

でしたからそれでいいとしまして、この問題についてはさらにいろいろ論議していく必要があると思います。

ついでに、私のほうで資料請求した工事などの請負議決金額、ナンバーのないやつが4ページですが、災害廃棄物の契約方法の法的根拠についてということで出されております。要するに、ああいう災害廃棄物関係の処理関係含めて一次仮置き場も含めて実際には急を要しているし、そういうことでその委託なんだと。先ほど委託の内容については説明がありました。

問題は、やはり委託関係だから要するに議会の議決が必要ないんだと1億5,000万円以上になっても議会の議決が必要ない。したがって、議会ではやはりわからないまま行ってしまうというのがあるんですね。要するに、チェックする機関がこうなる前にもっと一つ一つについてどうなんですかと、本当にご苦労して災害復旧連絡協議会の皆さんがいろいろ働いてくださっている。それを実際にどうなっているかということをやはり点検していく上でも、本当は必要だったんだけど、しかし市長は委託という方法を捉えてそれはほかもそうなんでしょうけれども、そして議決要件にはなっていない。だから、議会には予算決算は別として議会には報告がされるということだけですね。委員会関係だけで。そういうところにやはり今日の問題もあるんだと改めて感じておるところです。

そういった点で、やはり議会の議決あるいは議会へのこういった問題のときの対応の仕方、議会が置き去りになってしまってきたのではないかとさえ思う場合もあるわけですね。そういった点でしっかりとこの特別委員会でいろいろ検証したりやっていく必要があると思いますので、一言つけ加えさせていただきます。

○志賀委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今、本編資料4ページのことでお尋ねがありましたので、こちら財政課でお出しした資料ということでご説明させていただきます。地方自治法第96条、これは皆様も御存じのとおり議会の権限です。議会の権限の1号から第10号まで規定されている第96条というのは議会の権限であります。例えば、第96条の1号でありますと、条例の制定、条例を設けてまたは改廃すること、第2号では予算を定めること、第3号では決算を認定することなど、議会の権限を定めております。

今回の議決案件というのは96条第5号の中で、お読みいたしますとその種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することという表現になっております。この政令で定める基準というのは下段にございます地方自治法施行令第121条の2ということ

るでその金額について別表第3のとおりに書いてある。予定金額がこの金額を下回らない、下らないこととするという形になっています。

その別表第3の中に書いてあるのがその種類というのが工事または製造の請負という限定的なものになっているということ。その金額は第3番目にあります本市のような市にあつては予定金額が、予定価格が1億5,000万円以上のものと限定しているものです。

そもそも、この第96条の趣旨というものですが、皆さんも御存じのとおり、契約を締結することというのはいわゆる予算の執行に当たります。予算の執行権はご承知のとおり首長、長にあります。ただしながら、ここの96条で規定しているものというのはその金額の大きさあるいは契約の内容、性質によっては住民にとって大きな影響が及ぼすことが当然ながら予想されるということがありまして、例外的に議会の関与というものを受けるものとしたというのが96条の第5号という中身になっております。

つまり、政令では法の規定した範囲を限定して定めているという内容です。したがって、その内容として工事または製造の請負に限って予定価格の1億5,000万円以上という以上は、やはり今回の委託契約、ほぼ役務の提供という内容になりますので、この政令には該当しないということで議決案件にはなっていないという内容となります。以上です。

○志賀委員長 ほかに、ご発言ございませんか。

ご発言がないようでしたら、資料要求はございますか。伊勢委員。

○伊勢委員 午前中の質疑あるいは全体の中で資料請求をしたいと思います。1点目は中倉埋立処分場の災害廃棄物仮置場管理業務、その委託に携わったりサイクル会、6事業と言っていました、その事業者の業者名について資料請求をいたします。それが1つです。

それから平成25年3月29日塩竈市災害復旧連絡協議会ですね。会長名八嶋信行氏。塩竈市長に八嶋信行氏から提出された塩竈市災害復旧連絡協議会平成25年臨時定例会総会報告書、これは塩竈市に提出されていますので、この提出を求めていきたいと思います。

次に、5月1日の全員協議会で示された番号ですね。1から51ですか、番号が振られてそれぞれ委託の関係で述べられておりますが、市の発注担当者について精査して提出をお願いをしたい。

それから、災害復旧連絡協議会、先ほどの議論にもございましたが、会の存続を行うということでの会長からの総意として出されたというお話のようなのですが、先ほどのお話で平成24年3月31日でしたか、その文書自身の写しを提出していただきたいということです。

○志賀委員長 ほかに発言ございますか。田中委員。

○田中委員 きょういただいた資料の工事伺、入札執行書というんですか、契約書、支出負担行為書、変更負担行為書なるものがあれば全部提出していただきたい。よろしくお願いします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まず1点は、産業建設常任委員協議会の昨年11月の議事録といたしますか、有価物に対する処理に関する項目のみで結構ですので、提出をお願いしたいと思います。これについては所管側の議会事務局ということでよろしくお願ひいたします。

それから、もう1点、これは可能かどうかわかりませんが、一応要求だけしていただきたいんですが、市当局から災害復旧連絡協議会の銀行通帳の写し、これを要求だけできるかどうかわかりませんが、要求だけお願いしたいなと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんですか。

協議会の議事録については、本委員会でも前回資料要求を決定した際に提出を求めないことと決定しているので、ご理解を願ひます。鎌田委員。

○鎌田委員 常任委員協議会の議事録についてはこれは市当局の所管ではないということで提出しないということなんですね。聞くところによると、議会事務局が所管であるということで提出をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 これは事務局でなくて当局側がつくるということ。（「議会事務局へ要求します」の声あり）この件について当局では議事録の提出というのは考えていますか。内形副市長。

○内形副市長 平成24年度の11月に開催されました産業建設常任委員協議会の議事録ということで第2回目の委員会で要求ございましたが、我々、協議会のどの協議会でもそういった議事録というのはとってございませんので、資料提出できかねるということでご答弁させていただいております。以上であります。

○志賀委員長 ほかにご意見ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 議会事務局からの回答をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 事務局は回答できないということです。鎌田委員。

○鎌田委員 そんなことでよろしいのでしょうか。議会事務局は議会全般、それから議員のためにある部局であって、そういうことはあるのでしょうか。

○志賀委員長 発言を認めますので。議会事務局長。

○安藤議会事務局長 産業建設常任委員協議会の議事録については議会事務局では通常作成しておりません。当局で協議会の関係については所管しておりますので、議会事務局は法で定められた委員会までを議事録を作成し、皆様にご配付をしております。

なお、この資料要求につきましては前回委員会で委員の皆様が要求しないことということで決定をいただいておりますので、一旦決定をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま、3人の委員から資料要求されましたけれども、若干確認させてもらってよろしいですか。

○志賀委員長 はい、どうぞ。

○内形副市長 伊勢委員から4点請求がございました。1つは中倉仮置き場、仮設置き場についての今まで対応してきたリサイクル会の業者名簿ということでございますので、これについては次回の委員会までに用意させていただきますし、平成25年3月29日の協議会の臨時総会の資料という提出要求がございました。市にもそういった臨時総会の報告がございましたので、これについてもお答えしてまいりたいと思ひます。

また、3点目の5月1日全員協議会で発注しております担当者名簿ということでございますので、これについても発注課については記載はしていますけれども、担当者ということでございますので、これについてもお答えしてまいりたいと思ひます。ただ、4点目のいわゆる協議会の存続ということにつきましては既に資料をご提出しております。よろしくこの辺はお願いいたしたいと思ひます。

また、田中委員からはきょうその2の資料提出させていただきましたが、それらの仕事に係る支出負担行為、あるいは履行確認等の資料、今まで出していた同じような種類の資料を改めて調整して提出させていただきます。

鎌田委員から要求がございました2点目の復旧協議会の銀行口座の写しをとということでございますが、今の時点でお答えしますということはちょっとできません。個人情報もいろいろ入っておりますので、これについては次の委員会までに調査した上でお答えできるかできないかについては次回の委員会でお答えさせていただきます。以上であります。

○志賀委員長 お諮りいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど述べた5月1日の全員協議会1から51までの関係で、発注の担当課です、担

当者でなく担当課と、契約をしている担当課というところで提出いただいて。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 お答えいたします。

ただいまの要求がありましたものについては既にもうお手元に配付してございますので、後ほどご説明申し上げたいと思います。担当課につきましては既に32ページ、25年6月10日本編のほうです。言葉としましては本編32ページでそれぞれの担当課につきましては記載しております。これで不足であるならばなお、よろしいでしょうか。

○志賀委員長 よろしいですか。小野委員。

○小野（絹）委員 例えばここで財政課が担当しているものとかは出ていないんじゃないかと思うんですが、この担当課はこう見ると直接の業務担当なのかなという理解をしたんですか。発注元ですか。発注元を知りたいということなんです。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 発注担当課でございます。今おっしゃった財政課につきましては、ナンバー44から47まで財政課で担当してございますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 よろしいですか。

お諮りいたします。資料についてはただいま市当局からの回答がありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

ほかに発言はございませんか。

発言がないようですので、以上で本日の会議は終了いたします。

午後 5時07分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利